

議長／皆さんおはようございます。  
前日に引き続き本日の会議を開きます。  
日程に基づき、市政事務に対する一般質問を開始いたします。  
それでは最初に4番中山議員の質問を許可いたします。  
御登壇を求めます。  
4番 中山議員

中山議員／皆さんおはようございます。  
ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、4番中山稔が武雄市における地域公共交通について、5項目の内容について一般質問を始めさせていただきます。  
このスライドは、懐かしい西肥路線バスです。  
我が家の家の前の旧国道35号を西肥バスが武雄甘久から佐世保大浦まで、特急や準急、普通も含めて、1時間に数本のダイヤで運行していました。  
近くのバス停、狩立橋や立野川内から、西の方面は佐世保玉屋まで、東の方面は武雄温泉駅までを子供の頃から慣れたしんで乗っていましたが、今から25年前の1998年、平成10年に佐世保武雄間の直通運転が廃止されました。  
このスライドは1月29日の佐賀新聞です。  
佐賀市大和町の松梅地区で運行しているべんりカー松梅号が、運行10年超で10万人に達した記事が載っておりました。  
同じく8月3日の佐賀新聞には、佐賀市大和町、春日北校区で、デマンドタクシー、きたきた号の本格運行が始まった記事が載っておりました。  
そして、同日の8月3日に開催された佐賀県市議会議長会議員研修会のテーマも、自治体は地域公共交通にどう関わるべきかで講演がありました。  
そこで、武雄市の現状を把握するために最初の質問をさせていただきます。  
これまでの交通政策の流れについて、地域公共交通に関して、これまでどのような施策に取り組んでこられたかお伺いします。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／おはようございます。  
市ではバスの運行に対しまして、運行費補助等の支援を行っております。  
まず、バス運行事業者が主体となって運行する、武雄市と佐賀市や嬉野市、鹿島市、多久市を結ぶ路線バスについて、国、県や各路線を運行する他自治体と一緒に運行費への補助を行っております。  
次に、市内を運行する循環バスやコミュニティーバスにつきましては、市が主体となって、その路線やダイヤ等の運行形態の協議を行い、運行事業者へ運行を依頼し、その運行費に対し補助を行っております。  
市の公共交通施策につきましては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき策定いたします、武雄市地域交通網形成計画を策定し、持続可能な地域交通施策を進めております。

議長／4番 中山議員

中山議員／これまでの取組について、ありがとうございます。  
次に、過去5年間の地域公共交通に関する武雄市の運行費補助金と、市民1人当たりの補助金の推移をお伺いいたします。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／モニターをお願いします。

お示しております、過去5年間の路線バスやコミュニティーバスを含めて全ての路線バスに関する補助金等の推移でございます。

令和2年度からはバスの利用者が大きく減少したことから、補助金の額が増えております。

次にお示ししておりますこのスライドは、路線バスやコミュニティーバスなど、全てのバス路線に関する補助金額を人口で割った数値でございます。

先ほどの補助金の額に合わせて、1人当たりの補助金額も増加しており、平成30年と比較しますと、令和4年は約1.7倍になっております。

以上でございます。

議長／4番 中山議員

中山議員／コロナ禍前に比べると、運用補助金は約5000万円以上に、また、市民1人当たりの補助金も、先ほど言われましたように、1.7倍近く膨らんで、令和4年には2509円となっていることが分かりました。

スライドをお願いします。

次の質問は、路線バスについてです。

過去5年間の路線バス事業者への運行費補助金、利用者数はどのくらいですか、お伺いいたします。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／市内には祐徳バスが運行いたします武雄線、祐徳線、武雄・三間坂線、湯の田・三間坂線、昭和自動車が行います多久・武雄線、JR九州バスが行います嬉野線、西肥自動車が行います伊万里・三間坂線の7路線の路線がございます。

モニターをお願いいたします。

お示ししていますこのスライドは、市内7路線の路線バスをみの過去5年間の補助金額と利用者数でございます。

折れ線グラフが利用者数、棒グラフが補助金でございます、先ほどのバス全体の補助金額と同様に、令和2年度以降、利用者数は減少し、補助金は増加となっております。

議長／4番 中山議員

中山議員／回答していただいたように、やはり、利用者数が多くなると補助金は減り、利用者が少なくなると補助金が上がるということが、一目で分かると思います。

それでは、利用者を増やすためには何をすべきかが見えてくるかと思いますが、近年路線バスが減ってきているようですが、その原因はどんなことが考えられますか、お伺いします。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／路線バスの利用者が減った原因といたしましては、やはり、新型コロナウイルス感染症の拡大により外出の自粛や公共交通の利用が控えられ、自家用車利用が増えたことと、外国人を含む観光客の減少が一番の要因だと考えております。

議長／4番 中山議員

中山議員／先ほど言われましたように、やっぱり観光客の減少が顕著に表れてきているんじゃないかなというふうに思います。

スライドをお願いします。

これは、5月29日の佐賀新聞です。

佐賀県の事業で県内全路線バスを1月、2月の水曜日、日曜日の17日間無料にされたことは、記憶に新しいと思います。

利用者数は前年同月比で2.2倍、3月の前年度比増加傾向にあったと書いてあります。

このような事業も、路線バスの利用促進の一つになると思われま

す。今年も移住定住支援策としての新幹線定期券の補助利用者は順調に伸びてきているかと思われま

す。小学生への路線バス定期券補助を、路線バス利用促進と消費者対策と兼ね合わせて検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

議長／松尾教育長

松尾教育長／おはようございます。

今、議員御指摘の補助でございますけれども、新たな小学生への定期券の補助は考えておりません。

議長／4番 中山議員

中山議員／ちょっと残念ですけど、新幹線定期券補助は華やかに映ります。

しかし、足元の路線バスにも光を当てていただきたいなというふうに思っております。

次の質問は、コミュニティバス（ほんわカー・循環バス等）についてです。

このスライドは、令和3年4月1日、新コミュニティバス、ほんわカーの出発式の写真です。

市のコミュニティバス、ほんわカーは、現在どのような路線がありますか、お伺いいたします。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／モニターをお願いします。

このスライドはコミュニティバス、ほんわカーの運行地域と路線名、車両、運行形態をお示ししたものでございます。

ほんわカーは現在7町13路線で運行しており、運行形態は8路線が定時定路線、5路線が予約型で運行しております。

議長／4番 中山議員

中山議員／現在7町で13の路線が、ワゴン車とタクシー車両を用いて運行されていることが分かりました。

次に、ほんわカーの運行形態で、定時定路線型と予約型、俗に言うデマンド型がありますが、それぞれのメリット、デメリットをお伺いいたします。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／まず、定時定路線は決まった時刻に決まったルートを運行する形態であります。

メリットといたしましては、予約などの事前予約連絡が不要で、到着時間など、乗降する時刻は確実であります。

デメリットといたしましては、定められたルートのみでの運行となり、利用者がいなくても運行する必要があるため、運行経費が高くなります。

予約型は、利用者からの予約を受けて運行する形態であります。

メリットといたしましては、利用者の予約で運行するために、必要なときに必要なルートを行くため、無駄がなく効率的であり、1人当たりの乗車時間が短いこととなります。

デメリットといたしましては、利用者からの予約の手間が必要で、出発や到着時刻が不規則となります。

以上でございます。

議長／4番 中山議員

中山議員／定時定路線型のメリットは、逆に予約型のデメリット、こちらのデメリットは予約型のメリットというようになっているかなと思います。

次に、過去5年間のほんわカーの運行費補助金、利用者数、1便当たりの平均利用者数の推移をお伺いいたします。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／お示ししていますスライドは、過去5年間分のほんわカーの補助金額と利用者数をお示したものでございます。

折れ線グラフが利用者数、棒グラフが補助金でございます。

令和3年度から循環バスの朝日・橘・武雄線をほんわカー、朝日・橘・武雄線として振り替え、これまで各町の一部のみの運行であった路線が、町全域を運行エリアとして運行する路線となったために利用者数が増えています。

その他の路線の利用者数は、ほぼ横ばいか若干の減少傾向が見られます。

お示ししていますスライドは、ほんわカーの各町ごとの1便当たりの利用者数をお示したものでございます。

朝日・橘・武雄線が一番多く、二、三人程度となっており、全体的に横ばいから若干の減少傾向となっております。

議長／4番 中山議員

中山議員／令和3年、4年の利用者が増えているのは、朝日町、橘町、武雄町のデマンドタクシーの運用が開始されたということが、よくその地域の方が利用されたんじゃないかなというふうに思います。

1便当たりの利用者数の表からは、コロナの影響はそこまで見られませんが、武雄市町の(?)令和4年度の0.91のほうは少し気になるところです。

山内町には4路線がありますが、それぞれ1便当たりの平均利用者数の推移をお伺いいたします。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／山内町で運行しております4路線の1便当たりの乗車数をお示ししております。

山内町で運行いたしますほんわカーの4路線では、今山・下黒髪線と、立野川内北・宮野線の利用者が多く、船の原・立野川内南線と白の川内線の利用者が少ない傾向でございます。

議長／4番 中山議員

中山議員／山内町内では4路線を定時定路線型で運行していただいておりますが、1便当たり、やはり少ない路線があります。

今後、若木町や武内町、そして、先ほど言われました朝日町、橘町と武雄町で行われてきたように運行形態に対して予約型、いわゆるデマンド型を視野において利用者の利便性や市の運行費補助金の減少を鑑み、地域の皆さんと検討する時期に来ているんじゃないかと思われま。検討するに当たり、予約型を導入する際の目安や定義をお伺いいたします。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／定時定路線型の路線は、1便当たりの利用者数を2名以上と目指し、運行ルートや回数、運行形態などの設定を行っております。

議員御指摘のとおり、利用が少ない定時定路線のルートにつきましては、運行形態の見直しを行い、持続可能な運行をしてみたいと考えております。

なお、運行形態を見直す際は運行している地域の皆様と意見交換をしながら、地域のニーズや利用者の意向などにも配慮して見直しなどを検討していくよう進めてまいります。

議長／4番 中山議員

中山議員／ありがとうございました。

1便当たり平均利用者数を2名以下というのが一つの目安ということが分かりました。

1便当たりの平均利用者数が少ない路線に同乗して、運転手さんにちょっとお話を聞かせていただきました。

利用者数が減った理由は、それまで利用してあった2名の方がここ2年のうちに入所されたということをお聞きしました。

そして、その路線エリアでこの頃運転免許証を自主返納された方にお話を伺いました。

その方の場合は、家の目の前をほんわカーが通っているのは分かっているけど、また利用も考えたけど、どのルートを通ってどこへ行くか分からないし、路線を知るすべも分からなかったということです。

市の広報としてはですね、令和3年4月1日に、ほんわカーの運行開始時期と、令和4年北方町の運行改定時には、それぞれの各町に全世帯にほんわカーの時刻表と路線図を配布されたと聞いております。

また、たけおポータルで公共交通から検索すると、ほんわカーの時刻表と路線図が運行地域別に掲載されています。

しかし、ほんわカーの利用を考えてある方はパソコンやスマホの操作になれてある方ばかりではありません。

そこで、ほんわカーの利用者を増やすために、広報などの周知をもっとするべきじゃないかと思いますが、この件に関してお伺いいたします。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／広報につきましては、議員御指摘いただきましたよう、高齢者の皆様方にもよく分かりやすいよう、さらなる市のホームページなり、市報、出前講座などで時刻表を配布するなど、さらなる広報周知を図ってまいりたいと考えております。

議長／4番 中山議員

中山議員／山内、北方のサービスセンターや各地区の公民館はもちろんのことですが、買い物ができるスーパー等の商業施設や医療機関、郵便局、駅等に相談されて、時刻表と路線図を置いてもらい、いつでも必要になったときに手に取れるサービスをしていただけたらと思います。

また、武雄市役所だより等の広報も御検討をお願いします。

スライドをお願いします。

次の質問は、公共交通空白地域の解消についてです。

障害のある方や運転免許証を返納した高齢者など、移動困難な方に対する施策について伺います。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／モニターをお願いします。

路線バスやコミュニティーバスの運行に加え、運転免許をお持ちでない75歳以上の高齢者に対し、市内を運行するバスで利用できるタクシー回数券「いってくっけん」を発行し、利用者の負担軽減を行っております。

また、高齢者のグループでのお出かけを支援するサロン等おでかけ支援事業や、体が不自由な方には障害者等外出支援事業、さらには福祉タクシー券などの発行を実施しております。

議長／4番 中山議員

中山議員／いってくっけんとか、サロン等おでかけ支援事業は新しく始まった事業かと思いません。

スライドをお願いします。

このグラフは、高齢者の免許自主返納率ということになります。

これは2019年ぐらいから大分、返納者が増えてきたなと思いますけど、70歳から75歳の方も大分増えてきているんじゃないかなというふうに思います。

これは2018年頃から社会問題となった高齢者のアクセルとブレーキの踏み間違いですね。

こういう事故が影響しているかなというふうに思います。

それで、自主返納の理由としては、家族等に勧められた、それと、運転する必要がなくなったとか、自信がなくなったというふうな順番に続きます。

もう一つですね、これはもう協会のチラシからなんですけど、自家用車を維持するよりタクシー利用のほうが安いということで、コンパクトカーですね。

200万円で購入して10年間利用した場合と、買い物に週2回、通院や買い物にタクシーを利用した場合、月1万円ほどお得になるという例もあるということですね。

こちらは、自主返納されたときに、運転経歴証明書を発行申請ができますけど、運転免許証と写真ですね。

それから手数料が1100円かかりますけど、それで発行していただくということになります。

もし、今まで申請されていない方でも、失効されて5年以内には発行ができるということになります。

この証明書の利点は、タクシーを利用した場合、この証明書を提示すると県内全地域で2割引きができるということになります。

これは、もうタクシー協会と佐賀県がそれぞれ1割ずつということで、2割は令和7年末ということになります。

それと、交付済シールなんですけど、これはマイナンバーカードケースの裏面に貼ることができて、証明書を持っていないくてもこの交付済シールでできるということになっております。

これは一度出したスライドですけど、現在、武雄市のいってくっけんは自動車免許証をお持ちでない75歳以上の方を対象に交付されてあります。

運転免許証の自主返納された70歳から75歳までの方にもいってくっけんを交付していただきたいのですがいかがでしょうか、お伺いいたします。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／75歳以上の方は、運動能力、認知能力の低下により、75歳未満の方と比べ交通事故の割合が高くなっており免許を返納される方も多くなっているため、現段階では本事業の対象者として公共交通の利用を促進しております。

議員御指摘の対象年齢につきましては、今後の免許返納の動向やバスの利用状況などを見ながら制度全体の検討を行ってまいりたいと考えております。

議長／4番 中山議員

中山議員／ちょっとこの免許自主返納のことで武雄警察署にちょっと行ってきました。

武雄警察署としては、認知症の疑いのある方の方に武雄市へ情報提供同意書を書いてもらって送っているということをお聞きしました。

全ての自主返納者の情報を警察署から市のほうに情報提供していただければ、福祉関連のお知らせはもちろんのこと、ほんわカーのお知らせやいってくっけんの交付の連絡ができ、住民サービスにつながるのではないかと思います。

武雄警察署との連携をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、路線バスが走っていない地域の解消に向けた取組についてお伺いいたします。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／路線バスやコミュニティーバスが運行していない地域につきましては、まずは住民の皆さんのニーズをお聞きし、必要であれば新規運行や現在の運行路線の見直しなどの対応ができないか検討してまいります。

あわせて、公共交通等の視点のみではなく、地域や福祉分野と連携した施策を検討してまいります。

議長／4番 中山議員

中山議員／このスライドは、山内町の鳥海地区、犬走、踊瀬地区の地図になります。

バス路線はこのJR佐世保線のところを走っておりますけど、ここはバスが走っていないところですね。

こちらにもバスが走っていないところです。

バスが走っているところなんですけど、鳥海・永尾のところはバス停まで300メートル近く離れているというエリアがあります。

障害者手帳は持っていないけど、長い距離を歩くのが歩行困難な方もいらっしゃると思います。

地元からまとまった大きな声がなければ見直しはできないのでしょうか。

ぐるりと鳥海・海生原までぐるっと一周できるコースも可能かと思えますし、今、山内町の西地区を主に通っている現在のコースを見直して、延長とかそういうことも可能かと思われま

す。  
検討のほうをよろしくお願いします。

次に、地域包括ケアシステムと民生委員・児童委員活動との共同参画についてになります。

地域公共交通の在り方として、行政だけに頼らず地域包括ケアシステムと民生委員、児童委員活動との共同参画の中、地域で助け合っていくのが理想ではないかと思えますけど、地域包括ケアシステムにおける各町の拠点の整備状況についてお伺いいたします。

議長／諸岡福祉部長

諸岡福祉部長／おはようございます。

モニターをお願いします。

議員御質問の地域包括ケアシステムの各町の拠点整備状況でございますが、スライドにお示ししてまいりますように、現在町内の団体が連携して各町協議体を構築し、地域包括ケアシステム拠点整備事業補助金を活用しながら市内全ての町に拠点が整備されております。

拠点の場所は、武雄町においては武雄温泉楼門横旧売店、それから橋町においては橋公民館前の旧松尾商店、朝日町は旧朝日公民館裏の空き地を活用。

それから武内町と若木町は町公民館敷地内にプレハブを設置、それから東川登町は旧内田公民館、西川登町は旧西川登小学校、山内町は山内保健センター、北方町は北方水道庁舎に整備されているような状況となっております。

議長／4番 中山議員

中山議員／確実に拠点の整備が行われていることが分かりました。

それでは、移動支援について各地域で行われている取組についてお伺いいたします。

議長／諸岡福祉部長

諸岡福祉部長／地域包括ケアシステムでの移動支援につきましては、スライドにお示ししておりますが、西川登町と東川登町が実施されております。

地域ボランティアの方が自宅近くの集合場所から拠点までの送迎を、拠点の開所日に合わせて行われている状況となっております。

西川登町のかんころ号は、火曜日、木曜日の週2回。

東川登町のしのめ号は週1回。

こちらは各種月曜、金曜入れ替えての実施となっております。

これらの移送支援により、高齢者の方が外に出て仲間と集まって楽しい時間を過ごすことにより、閉じこもり予防、孤独予防、それから地域内の見守りなどにつながっているところでございます。

議長／4番 中山議員

中山議員／各地域の取組の紹介ありがとうございました。

スライドをお願いします。

山内町では地域包括ケアシステムの拠点、つなごうやまうちネットワークも今年3月5日に開所しました。

推進専門部会が4部門ありまして、生活支援のワーカーズ、畑活動のファーマーズ、お楽しみ活動のエンジョイカルチャー、軽運動のからだ動かし隊を編成されており、毎週水曜日を活動日にしてあります。

また、その他の活動として、世代間交流、持ち寄り販売、男の料理教室、憩いの場、話し合いの場を通じ、会員の輪を広げ、目標とされている生活支援、介護予防など共生生活づくりを目指してあります。

先ほど紹介されたかんころ号やしのめ号の活動を参考にして取組ができないか会員の皆様と検討していきたいと考えております。

最後に、市長にお伺いします。

これからの地域公共交通をどう考えるかお伺いいたします。

議長／小松市長

小松市長／おはようございます。

地域公共交通は、私は暮らしのインフラだと思っています。

どんな状況になっても買い物や病院、通学などに困らないように、いつまでも住み続けることができるために必要なインフラだと。

冒頭、補助金の話がありましたけれども、大体1億2000万円以上の補助金を出して、そして市民の皆さんお一人に2800円の御負担をいただいて、このインフラを維持しているというところでもあります。

今後ですけれども、私幾つか大事な点があると思っています、一つはやっぱり今後持続可能にしていくために、いかに利便性を下げずにかつ効率的にやるかということだと思います。ほんわカーを導入したときにも、できるだけバス停の数を増やそう、あとはAIを導入しようということをしました。

これについては、市民の皆さんの意見をきめ細かく聞いて、今後随時見直しをしていく必要もあると思っていますし、デジタルの活用もしていく必要があると。

あとは、2つ目は、福祉に公共交通も近づいてきているというふうに思っています。

そういう意味で、やはりここは分野を横断して取り組んでいく必要があると思っています。

さらには様々な主体というのもあります。

バス事業者だけではなくて、地域やNPOなど様々な主体で考えてくということが必要だと思っています。

こういったあたりを大事にしながらですね、いかに持続可能な公共交通を維持していくかというのを、とにかく横断的に今後も考えていきたいと思っております。

議長／4番 中山議員

中山議員／これからもよろしくお願ひしたいと思います。

これをもちまして、4番中山稔の一般質問を終わらせていただきます。

議長／以上で4番中山議員の質問を終了させていただきます。

ここで、議事の都合上、10分程度休憩いたします。

\* 休憩中 \*

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。  
一般質問を続けます。  
次に、7番朝長議員の質問を許可いたします。  
御登壇を求めます。  
7番 朝長議員

朝長議員／おはようございます。  
議長より登壇の許可をいただきましたので、7番朝長勇の一般質問を始めさせていただきます。  
今回は、オミクロン株対応ワクチンの安全性等についてと、LGBT理解増進法の影響についての、大きく2項目について質問をさせていただきます。  
これまで、ワクチンの安全性についての問題を継続して取り上げてきましたが、基本的には、やはりワクチンというのは健康な人を対象にするということで、万が一のことがあってはいけないという立場でいろいろ検証させていただいております。  
メリット、デメリットという話もありますが、単純に数字の比較では評価できない、やはり、健康な人が感染しないようにという思いで接種したワクチンで万が一のことがあってはいけない、そういう立場でこれまで質問をさせていただいております。  
それでまた、9月20日から新しいワクチンの使用が始まるということで、そして対象がまた乳幼児を含む全ての年齢層が対象になるということで、非常に心配をしているところではあります。  
既にこれまでもですね、これは4月のニュースですけれども、1歳の男の子が3回目の接種を受けた後に、2日後に死亡したというようなニュースも出ております。  
このワクチンの問題に取り組む専門家の方からも、この成分の分析結果などを基に、今回の新しいワクチンは、さらにちょっと毒性が強いのではないかというような指摘もされております。  
まず、お尋ねしますけれども、今回のまた新しいワクチンについて、日本以外での使用実績、または予定というものについてお尋ねいたします。

議長／諸岡福祉部長

諸岡福祉部長／議員御質問のコロナのワクチンの日本以外での使用実績、予定ということでございますが、こちらにつきまして、国の第50回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の資料においての情報でございますが、令和5年秋接種に、アメリカ、それからイギリス、それから欧州連合のEUが使用予定となっております。  
時期については、現在まだ予定ということになっております。  
このことは、世界保健機関（WHO）も推奨しており、また、各国においても追加の接種ということで推奨されながら進む予定となっております。

議長／7番 朝長議員

朝長議員／一応、私のほうでも、厚生労働省から出されている資料ですけれども、今年の秋接種についてということで、海外の事情ということで、予定としては書かれていますけれども、WHOが一応、対象に全年齢にはしていますけれども、子供たちを対象にこのXBB対応のワクチンを接種するのは、この資料を見る限りは日本だけというような状況のようです。  
既にこれまでのワクチンでも、予防接種健康被害認定制度の認定数が、8月31日の時点で4098

件、そのうちの、すみません、3522件ですね、失礼しました。

その死亡認定数が210件となっており、まだ審査待ちの人も多く、さらにこの数字は上がってくるのではないかと見込まれております。

こういった中で、さらに今度は新しいワクチンということで、この安全性についての評価等はどうかされているのかをお尋ねいたします。

議長／諸岡福祉部長

諸岡福祉部長／議員御質問のワクチンの安全性の評価についてでございます。

こちらにつきましては、XBBワクチン、これは御存じのとおり9月1日に薬事承認されております。

この薬事承認されるに当たりまして、安全性の評価と従来のワクチンとの比較、こういったものを国の審議会において、専門的立場から科学的知見を基に評価検討され、決定されたことであると認識しております。

また、子供に対するワクチンのこともお話ありましたが、こちらについても国において、審議会等において調査研究された結果ということかと認識しております。

市としましても、国の方針に従い、予防接種法に基づき進めている事業であるということを進めております。

議長／7番 朝長議員

朝長議員／基礎自治体の立場としては、政府の方針に従って対応するという事は、もうこれは以前からも、市長からも答弁とかでもいただいておりますけれども、どうしてもやはり、どんどんワクチンが新しいものが次々と出てくるというような感じで、例えば東京理科大学の村上康文名誉教授、これは免疫学等の専門の方なんですけれども、やはり今回のワクチンと申しますか、今回のウイルスの変異の程度が非常に大きくて、この新しくなってからということであれば、マウスによる試験だけで、人での臨床試験が行われていないというような指摘もされて、非常に懸念を抱いております。

また、ワクチンの効果について言えば、これまで多くの方は、年配の方とかは、子供とか孫に移したくないと、おいはよかばってんが、もう子供とか孫が心配やけんということで、ワクチンを接種している方も多くいらっしゃいました。

実際これに対して、このワクチン接種の目的というものが、感染予防から重症化予防に変わってきているというようなマスコミ報道等、説明も聞いているのですが、これは感染予防についてあまり期待できないということなんでしょうか、お尋ねします。

議長／諸岡福祉部長

諸岡福祉部長／ワクチンの予防目的でございます。

こちらにつきましては、同じく審議会の資料において、感染予防効果は期待できるとされております。

また、オミクロン株は感染力は高いが重症度が低く、感染による死亡者等が主に高齢者等の重症化リスクの高いグループに生じているため、重症化予防を目的としていると認識しております。

このことから、感染予防、先ほども申し上げましたとおり、感染予防の期待もあり、重症化予防も目的という認識となっております。

議長／7番 朝長議員

朝長議員／今回ですね、既にもう市民のほうに配布されていると思いますけれど、この秋からのワクチン接種のチラシですね。

ここに掲載されているワクチンの、ウイルスの変異等の経緯等を見れば、どんどん次々に変わって行って、結局ワクチンが変異するのを後から追いかけるような形で、どんどん次のワクチンが出てくると。

そういったことを踏まえて、さらにもう、新しい変異ウイルスですかね、オミクロンのBA.2.86とか、通称ピロラとか、もう既に新しい、もう次のウイルスが見つかっていまして、変異か所がまたこれも非常に多いということで、こういった、後ろから変異を追いかけるような対応で、非常に、本当に効果があるのか、私自身は非常に疑問を感じております。

既に紹介したとおり、これまで多数の副反応が報告をされておまして、さらに被害者が出ないことを祈ってはいるんですけれども、これまでのコロナワクチンの説明書を見るとですね、劇薬という表示がされているわけですね。

非常に何か怖い感じがするんですけど、一般的に劇薬というのはどういう薬になるのでしょうか。

議長／諸岡福祉部長

諸岡福祉部長／御質問のワクチンの劇薬という取扱いについてですが、こちらに関しましては、薬事法において劇薬とは、医師の指示の下で適切に使用すれば有効な医薬品として使用できる。

しかし、誤って摂取した場合に重篤な症状を引き起こす可能性があるため、取扱いには十分注意が必要な薬品となっております。

また、先ほどワクチンに関しまして、追っかけるというようなことで御説明ありましたが、議員御承知のように、この新型コロナウイルス感染症においては、令和2年でしたかね、ぐらいいから国内に入り始めて、世界的にも脅威と思われるウイルスということで、新種のウイルスとして、それに対するワクチンの開発ということになりますので、どうしても、ワクチンの対応については、後からということにはなろうかと考えている次第でございます。

議長／7番 朝長議員

朝長議員／前回6月の議会でも、一般質問でも御紹介したとおり、グラフを集計してみた場合に、ワクチンの回数に比例するように超過死亡が発生しているという読み取り、印象を受けるわけですね。

特に3回目以降の追加接種が始まった2022年というのが非常に、これ赤のグラフが昨年の2022年ですけれども、死亡者数が非常に多くなっているということで、また、国立社会保障・人口問題研究所が出している死亡者の推計値から見ても、10万人以上は多く亡くなっておられるということで、今年もそういう傾向が続いているようで、心配をしております。

この状況を考えたときに、今回のワクチンを接種する際にも、くれぐれも慎重な判断をしてもらうような注意を促す必要が、私は必要があると私は考えております。

例えばこれは一例ですけれども、熊本市のほうでは、最初、小児への今回のワクチンに関して、重要化リスクを軽減するなど、12歳以上の健康な子供への接種と同様に意義があり推奨いたしますという記述が最初はされていたんですけれども、やはり現状、副反応の発生状況等をにらんで推奨する言葉がなくなっており、医師会のほうからも慎重に判断するようにというようなコメントが、ホームページやチラシでも出されております。

今回、武雄市で配布しているチラシのほうでは、やはり年末年始の流行に備えて、XBB対応

ワクチンの接種をお勧めしますというような書き方をされているのですが、やはりいろんな情報を出して、市民一人一人に考えてもらうというような対応が必要ではないかと思えます。武雄市においては、既にもうこのチラシは配布されているということでもありますけれども、接種しましょうとか、お勧めしますという表現ではなくて、今後は、慎重な検討を促すような記述に変更して、今後また発行する機会があれば、変更していただきたいと考えるのですが、いかがでしょうか。

議長／諸岡福祉部長

諸岡福祉部長／議員御質問の中にありました、まず、超過死亡、こちらについて少し答弁をさせていただきますと思います。

まず、超過死亡の増加ということで、2022年度から増加傾向にあるということが言われました。

こちらにつきましては、厚生労働省のほうでも情報を提示しております。

おっしゃるように、コロナ感染症が多く発生した年度に超過死亡の数が増えております。

この超過死亡につきましては、推移計といいますが、基準となる数値を超えた数が超過死亡になります。

この推移計は各年度、通常、病態によりまして、例えば悪性新生物がんとか、脳疾患、こういったものの死亡者数を年々掛けており、そのデータから次の年の予測ところで立てたが推計値となります。

その推計値から超えたものが超過死亡となりますが、この超過死亡のところが御指摘されてるように、新型コロナウイルス感染症が発症したときに、それに基づいて、関連死亡も含めてがその数となっているところです。

さらには、ワクチン接種で死亡者が増えたんではというような疑問も持たれているようですが、その数値については、必ず確定でワクチン接種によって超過死亡数が増というようなデータは見受けられておりません。

御質問のお知らせについてですが、こちらにつきましては、冒頭申し上げました、自治体としましても、国が進めている事業の中で法に従って進めている事業でございます。

その事業の中で、9月20日から秋接種のほうを行っていく流れとなりますが、初回接種が完了した全ての方が接種の対象となりますが、65歳以上と64歳以下の基礎疾患がある方以外には努力義務が適応されておりません。

しかし、接種機会の提供とその周知は行われる必要があるため、接種券の同封チラシやホームページには、接種のお知らせとして、効果・副反応等が書かれた説明書をよく読み、十分理解して接種を検討してもらうように記載しております。

また、接種に関して、接種を希望している方、また、お悩みになられる方、こういった方々に対しては、相談窓口があることも周知しております。

また、あわせて、予防接種を実施しようとする際は問診票が必要になります。この問診票の中にも、接種に関しての不安とか、接種に関しての、その方がお持ちの基礎疾患、こういったものの、あるなし等を記載されて、それを医師のほうで確認をして、接種が可能かどうかというのを判断しながら進められているような状況となっております。

議長／7番 朝長議員

朝長議員／非常に丁寧な御説明ありがとうございました。

やはりどうしても、私が思うのは、副反応認定事例が出ているのに、やはり本格的な調査が行われていないので、推論というんですかね、ああじゃないか、こうじゃないかというような推

論ばかりで懸念が出てくる。

そういうところを何とかできないかなと。

やはり考える場合に、どうしても悪い方向で、安全を守るためには悪い方向で考えるというのは必要なスタンスだと私は考えております。

もしかしたら悪影響が出ているかもしれないという懸念を持って調査をするということが、本当は、政府なり、厚生労働省なりにやってほしいなと思っているところでございます。

今回のコロナワクチンを考える上で、ちょっと歴史に学ぶといえますか、これはインフルエンザの予防接種に関してなんですけれども、これはもう30年以上前になりますが、前橋レポートというのが出されております。

これは、群馬県の前橋市で1979年に、この頃は学校で集団予防接種があつたわけですね。その予防接種を受けた小学5年生の児童がけいれん発作を起こしたと。

これを非常に重要視した医師会の先生が検討を重ねて、ちょっと一旦予防接種を中止すると。

そして、その効果またはデメリットについて、これを検証するために、5年間にわたる大規模な調査を実施されております。

そして、ちょっとかなり詳しいレポートなんですけど、結論としては、集団接種を再開すべき積極的な理由は見いだせずということで、今後このレポートがきっかけで、インフルエンザの集団予防接種は廃止されております。

それで、このレポートが出されてから、もうこの情報が広まっていくにつれて、インフルエンザワクチンを接種する方はどんどん減って行って、1994年にやっと任意接種に変わった。

次の年から、ほとんど打つ人はいなくなったんですけれども。

この情報が風化していくというんですかね、忘れられるにつれて、またインフルエンザの接種量が増えていったということなんですけれども。

何がしたいかという、この一つの自治体の判断でここまで大規模な、1人の男の子がけいれんを起こしたと。

これをきっかけにこれほど大規模な調査がされているということで、自治体にできることというのは、安全を守るためにまだまだあるのではないかという気がしております。

そういった観点で、ワクチンだけが健康を守る手段ではないはずですから、ふだんの健康維持、予防対策、昔は学校で乾布摩擦とかやっていたのかな、今はどうか分かりませんが、やはりワクチン以外の方法も啓発するなど、独自の対策を考えていきたいと思っております。市長、いかがでしょうか。

議長／諸岡福祉部長

諸岡福祉部長／議員御紹介のインフルエンザにおけるワクチン接種と、その後の状況等に関してなんですけど、こちらのほうは、厚労省が、新型コロナウイルスワクチンに関して情報を公開されている分がありますので、1つ紹介をさせていただければと思います。

モニターお願いします。

こちらの資料は、厚生科学審議会において、ワクチン分科会ですね、こちらのほうで審議されている内容でございます。

令和4年2月に提示されている資料でございます。

こちらの資料は、65歳以上のワクチン接種のグラフが上段です。

それから、真ん中が超過死亡数との動きのグラフです。

下が、感染症の発生の波のグラフでございます。

こちらを、これは3地区、大阪、兵庫、東京とあります。

そのほか、全国での平均というグラフになっております。

こちらのほうの表を見ますと、下段の感染症の発生の波、こちらの波が高くなったときには真ん中のグラフ、こちらのグラフが超過死亡、青の破線があるのが推計値でございます。

これを超えた死亡者の数を示しています。

こちらのまず1つ目の波のときには、死亡者数も増加しているという状況でございます。

その上の段が、この発生から遅れてワクチン接種がされている状況を示しております。

赤が1回目、青が2回目というような状況です。

これを見ますと、それぞれの地区に共通して言えるのが、感染症が発生したときに死亡者数が上がって、その後にワクチン接種をしている。

1回目、2回目の状況を見てみますと、感染の2つ目の波が来たときには、超過死亡数は落ちていきます。

その前に、ワクチン接種があっているというような状況を示したグラフとなっております。

このほか、65歳未満についても同じようなグラフですが、若干、波の触れ方は違いますが、先ほど御説明した内容で、それぞれワクチン接種後、発生があったときの超過死亡数が落ちているという状況が確認されるような状況となっております。

このことでいいますと、結果的に、一般的に原因、死亡の前にワクチン接種があったのではなく、その発生が、死亡者数があつた後にワクチンのほうが伸びているという状況がうかがえますので、一概には言えないのかなという状況かと推察しております。

議長／小松市長

小松市長／今、諸岡部長がデータを示して御説明いたしましたけれども、ここでも以前も申し上げましたけれども、予防接種法に基づく法定受託事務であり、国が専門的な知見の下で、そして、政策をつくっているというふうに認識しておりますので、それに従って、引き続き対応していきたいと。

ただ、先ほどもおっしゃったように、やはり接種に当たっては十分な説明を、理解をしていただいた上で接種を検討すると。

先ほど、チラシやホームページでも、同封のものでも載せているということもありましたけれども、その点は大事ですので、引き続き周知をしっかりと図っていきたいと考えております。

議長／7番 朝長議員

朝長議員／先ほど、諸岡部長から出していただいたデータは、ちょっと私も見ていなかったの、ありがたかったですけども。

データとしては、1回目、2回目ということで、2021年まで。

一応、先ほど紹介したのは、やっぱり3回目以降が始まった昨年1年間が非常に超過死亡が急激に増えているということで、同じような過去のデータがあれば、また後でもお示し、またこれは終了後でも相談させていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

それでですね、やっぱりどうしても救済認定された死亡者に限って言えば、補償金が4420万円ですかね。

私はどうしても納得いかないのが、これについて製薬会社が一切責任を取らないということで、この死亡補償金、既に200人以上が認定されているということで、死亡者だけでも90億円近い税金が補償のために使われると。

本来製薬会社ではないのかなと、非常に歯がゆい気持ちもあるわけです。

これは余談ですけども、ワクチンの話はこれで終わりにして、次の質問に移っていきます。

LGBT理解増進法の影響についてということですが、6月に成立した性的指向及びジェン

ダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律ということで、いわゆるLGBT理解増進法の施行によって、トイレや浴場などの使用で女性や子供の権利や安全が脅かされるのではないかという懸念を抱いて、前回は質問をしたんですけども、理解増進法が成立してしまったということで、これを受けて現在、各自治体に対して何か対応を求められているというようなことがあればお尋ねいたします。

議長／秋月総務部長

秋月総務部長／おはようございます。

今のところ具体的な対応については求められていません。

今後、本法に基づきまして国等においても基本計画が作成される予定となっておりますので、引き続き国等の動向を注視していきたいと考えておるところでございます。

議長／7番 朝長議員

朝長議員／武雄はやはり温泉観光地域ということで、旅館とかの対応、いろんなお客さんの中には心配される方もいらっしゃるかと思うので、早く、武雄はこうですよというちゃんと安心できるような対応を提示していただければなと思っております。

それで、大分の別府市のほうではですね、もうこの法案が通って、もう間もなくというんですかね、LGBTの温泉入浴議論へということで理解増進法案。

もう法案が出た時点で、別府市では作業部会が開かれて対応を検討されているということですけども、武雄市での検討状況等分かればお尋ねいたします。

議長／山崎営業部長

山崎営業部長／おはようございます。

公衆浴場や旅館業の施設の共同浴室における男女の取扱いにつきましては、令和5年6月23日に国より指針が示されております。

また、佐賀県より、県内の宿泊施設、公衆浴場に対し直接通達がなされております。

指針では、男女とは、身体的な特徴をもって判断するものであり、体は男性、心は女性の者が女湯に入らないようにする必要があるというふうにされております。

市内の宿泊施設及び公衆浴場においても、国の指針に基づき運営されているところでございます。

市におきましては、国、県からの通達後、観光協会や旅館組合へLGBTの入浴に関する意見等は寄せられていないということから、今のところ独自の対応は行っておりません。

議長／7番 朝長議員

朝長議員／ほかの温泉市等の対応とかを参考にしながら、とにかく観光客だけでなく市民の皆さんが安心して公衆トイレとか浴場を使えるような環境を、とにかく整備していただきたいと思っておりますが、それにやっぱり海外の事例といいますか、特にアメリカのほうでこういう動きが非常に激しくなっているといいますか、意見が割れているということでもあるんですが、学校現場でも実際、アメリカで活動をされているような、ビジネスでアメリカにおられる方の話等を聞くと、やっぱり小学校を卒業するまでに男になるか女になるか決めなさいというような、そんな非常に過剰な教育と言っているのかどうか分かりませんが、非常にアメリカのほうで問題視されていることが多いようです。

あとは、公衆トイレでの性犯罪とかですね、そういったことも実際、直接やはり武雄市のほう

で海外の情報をしっかり調査していただいて、ダイレクトに問題意識を持って。

やはり、どれだけ問題意識を持てるかというのが次の対応につながっていくと思いますので、ぜひとも海外の情報、私も英語は\*\*\*けれども、そこを何とか乗り越えて情報収集をお願いしたいと思います。

特に、学校現場では、さっき言ったような過剰な教育が保護者に知らされずに行われているということもあるようです。

逆に、教育に口を出す保護者のほうが子供のことを理解できていないとあって、保護者が責められるというような事態も発生しているということですので、ぜひ情報に、アンテナを高くして情報収集を行っていただきたいと思います。

今、教育の件を言及しましたがけれども、現在、武雄の学校の教育現場で、そういったLGBT理解増進法(?)を踏まえて何か対応を迫られているとか、実際影響が出ているとかいうのがあればお聞かせ願いたいと思います。

議長／松尾教育長

松尾教育長／議員御指摘の学校教育におけるLGBT理解増進法の影響は、現時点では出ていないという認識をしております。

議長／7番 朝長議員

朝長議員／実際、武雄でもまだこれといった動きはないということですけども、既に自治体によっては、もうこれを踏まえた条例制定に動くような自治体もあるようで、非常にデリケートな問題なんですね。

逆に、諸外国については、同性愛者に対して非常に厳しい対応をしてきた国もある中で、日本については、そう歴史的にも寛容な対応をしてきたということを踏まえれば、法律で規制すること自体が過剰な、逆に区別や差別を生み出す懸念というものもあるかと考えておりますので、慎重な対応をお願いしたいと思います。

それで、今、ちょっと言いましたけど、ほかの他県の主体では、この法案、法律を受けて独自の条例を制定するような動きをしているところもあるようですけれども、これについて武雄について何か動きがあればお知らせください。

議長／小松市長

小松市長／やはりこの件は極めて冷静に議論をする必要があると思っています。

海外の事例などもしっかりと集めるということだけではなくて、やっぱり海外と日本では、例えば挙げてもらっている温泉の入浴、海外では温泉に入ることがなくて、もうシャワーで済ますような、これ一つ取っても文化が違ったりしますので、そういったところも冷静に押さえていく必要があるかなと思っています。

やはり、理解増進法は前回もお答えしましたがけれども、差別禁止法ではなくて、やはり人と人がお互いに人権とか尊厳を大切にしようというところを目指す法律でありまして、その趣旨については私も賛同するところであります。

じゃあ具体的にどうするかについては、今、国のほうで基本計画を今後策定するというふうになっていますので、やはりその状況を注視しながら私たちとして何をすべきかというのを今後判断をしていきたいと思っています。

やはりこの問題で、私、非常に大切にしなければならないのは、例えば、何かこの考え、自分の考えが、もう絶対の正義だというようなややもすればちょっと原理主義に近づくようなものだったり、極論というところに引っ張られることなく、やはり冷静に議論をしていく必要があ

るなと感じております。

議長／7番 朝長議員

朝長議員／ありがとうございます。

ぜひとも慎重に、とにかく日本の国民性というか（？）、佐賀県の県民性、武雄の市民性、そういうものを踏まえて、本当にどうあるべきかということで慎重に対応をお願いしたいと思います。

最後に一つの参考として、アメリカのほうで既にかなり激しい問題になっていると、対立を生むような問題になっているということを言いましたけれども、実際にアメリカの州議会のほうで、いわゆる反LGBTQ法案ということで、その過剰な差別とかを、これは対抗するような形の法案が昨年と比べて、既にもう今年の4月時点で2倍以上の400件以上、法案が提出されているというようなデータがあります。

これはやはり学校現場の過剰な性教育とか、伝統的な価値観を壊されたくないというような、やはりアメリカの国民の声がこの動きになっているんじゃないかと思えます。

こういった海外の動きにもぜひ関心を持っていただいて、慎重な対応をしていただくことをお願いしまして、一般質問を終わります。

以上です。

議長／以上で7番朝長議員の質問を終了させていただきます。

ここで、議事の都合上、15分程度休憩いたします。

\* 休憩中 \*

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、20番江原議員の質問を許可いたします。

御登壇を求めます。

20番江原議員

江原議員／20番江原一雄でございます。

早速質問を始めたいと思います。

1項目めに、市長の政治姿勢についてであります。

①で防災システムについて、②ふるさと納税についての質問をしたいと思います。

まず第1、防災システムについてですが、ことの始まりは、令和元年、2019年の8月末の武雄の大水害。

それを受けて、令和2年、2020年当初予算に防災情報発信システム構築業務委託料、全体事業費2か年で6億8690万7000円が計上されました。

当時提案されました3月11日の総務常任委員会では、仮契約をして6月議会に提案をすると。

当時の担当課長は明確に申し上げられたわけであります。

ところが事態は、そういう市の条例、工事の請負あるいは財産の取得に対して1億5000万円以上は、あるいは財産の取得、2000万円以上は議会の議決が必要だという市の条例に移行することなく、ケーブルワン株式会社と5億7800万円、約（？）金額で契約をされた。

それで、2020年、令和2年の9月議会で、どうして議会の議決をしなかったのかという一般質

間で当時の議員の数名の皆さんが質問に立ったわけでありませう。

その後、経過を追ってみますと、9月議会の経過の中で議決をしないということの論立てが全く市民にとって、私自身にとっても理解できないまま、9月30日、市民6人による監査請求を提起いたしました。

ところが、監査委員会はこのことを棄却を申し渡されたわけでありませう。

そういう流れで、住民訴訟という令和2年、2020年12月21日に佐賀地方裁判所に提訴をしたわけでありませう。

市民にとって、また、私自身、議員の一人として執行部の市政を、行政を監視していく、まして市の条例に違反している。

議員としては当たり前の立場で取り組んできたつもりでありませう。

そのおかげか、昨年11月18日、佐賀地方裁判所は議会の議決が必要だという明確な判決を言い渡されました。

私がびっくりしました。

ところが、小松市長はこれを不服として、福岡高等裁判所に昨年11月30日に控訴手続をされました。

そして、8月23日、判決が言い渡されたわけでありませう。

その判決に武雄市の小松市長は、武雄市の主張が全面的に認められたものと受け止めています。

市民の皆様には混乱を招き御迷惑をかけた点を重く受け止めて同様のことが起きないように努めてまいりますと話していましたが、その日のNHKとサガテレビの報道の文言であります。

そこで市長にお尋ねしたいのは、市長自身、認識で武雄市の主張が全面的に認められたものと受け止めていますと表明されましたが、私は、それは違うんだと指摘をして、福岡高裁の判決はただ一つ、追認したから瑕疵はないと。

今年の1月27日、臨時市議会を開き、変更議案の4議案を提出されました。

福岡高裁の判決のただ一つは、追認議決を認めるという判決でした。

もし、皆さん、判決していなければどうなっていたでしょうか。

私は議会の議決が必要だという明確な佐賀地裁の判決を、福岡高等裁判所も完全に引用し認める判決を下されております。

市長自身の全面的な、認められたものと受け止めていますという受け止めについてどのように受け止めておられるのかお尋ねしておきたいと思っております。

議長／小松市長

小松市長／控訴審に当たっては、議会のほうで追認をいただいたということ新たな事情として（？）当方から主張をいたしました。

そして、8月23日に控訴審の判決があったところでありませう。

この判決を受けまして、私としては、記者会見において、当方から控訴に当たっての当方の主張が全面的に認められたものと受け止めておりますと、そういう趣旨の発言をしたところでありませう。

議長／20番 江原議員

江原議員／この福岡高裁の判決で、私は裁判の原告の代表として私自身関わったのは初めてですから、裁判のシステム、手続についてよく勉強することができました。

その点で、私は昨年12月議会で、11月18日、佐賀地裁の判決が下りました。

そこで、12月議会で判決に従うべきだと、福岡高裁への控訴は取りやめるべきだと。それに対して市長は、裁判のシステム上、当然の権利だという文言で答弁されました。それは当たり前だと私も理解しています。ところが、11月18日に判決が下ったんですよ。そして、11月30日に市長は控訴されました。この日から控訴理由書を申し上げるのは50日以内なんですよ。そうしたら、この日にちが、1月19日で50日なんですよ。ところが、追認議決をしたのは27日です。そして、控訴理由書が提出されたのが2月10日です。これは72日目です。もう追認議決そのものが、本来は及ばないんですよ。これが裁判のシステムです。ところが、一審とか三審は絶対期日を守らないとアウトですということ学びました。二審は50日以内のいくらかの猶予があると。これは、私びっくりしました。だから、1月20日に第4回の防災情報発信システム問題対策特別委員会が開かれました、1月20日。この1月20日の日にびっくりしたのは、もう来週、臨時議会を開く。その発信、通知を行います。なぜか。1月19日に、もう50日以内を切っているんですよ。だから一日でも早く福岡高裁に提出しない限り、高裁控訴審の理由書が書けなかったんですよ。そういう、たまたま二審の高等裁判所というのは、もう二度と裁判に縁はないと私自身思うんですけれど、こういう、このスケジュールから言って、なぜ市長は1月27日に追認議決をしようと決意したのかお尋ねします。

議長／小松市長

小松市長／江原議員さんの独自の解釈でお話をされていると思うんですけども、半分何か恨みつらみみたいな話もあるんじゃないかなと思っています。結局、しっかり、やっぱりそこは勉強をして臨むということが大事でありまして、当然この50日の話をよく持ち上げられておりますけれども、二審は一審と三審とは違うというお話ですけども。本当に、私たちがもしそのルールを破っていたら、もうそれこそ民事訴訟法違反ですよ。もう裁判どころではないというふうに思っています。だから、あくまで一つはやっぱり裁判のルールに私たちはのっつっているからこそ、高裁でもしっかりと審議をしていただいたということだと思っています。加えて、12月から全協、そして、4回にわたる特別委員会においても様々な議論をいただき、そして議員の皆様も深い議論をしていただき、そして、その結果として1月27日に追認の議決をいただいたということだと思っております。

議長／20番 江原議員

江原議員／私が指摘しているのは、何も恨みつらみをね、問題にしているわけではなくて、一番最初演台で言いました、事の出発は6億8600万円、この当初予算の金額からスタートして当時の担当課長が仮契約をしたら6月議会に提案します。

それをしなかったんですよ。

だから、私何も恨みつらみで取り上げているわけでも何でもありません。

まして、裁判を市民6人で提起したわけでも何でもありません。

それは住民監査請求が棄却されたからです。

このときに、監査請求で監査委員会が勧告しとったら、また状況変わったんですよ。

そのことをちょっと市長にね、私は何も恨みつらみで質問しているわけじゃありませんので、それ撤回してください。

議長／小松市長

小松市長／これまで一連の動きにおいて、江原議員は御自身の、やっぱり正義として、ずっと順序を踏んでこられてきたと。

ここに対して、私は何か申し上げているわけではなくて、やはり裁判の50日の部分ですね。

ここについて、いろいろ御指摘をされた部分について、そこについては、やっぱりもういってもそれは民事訴訟法、そして高裁の中のルールの世界です、今さらここで持ち上げる話ではないのではないかと、そういう問題意識から申し上げた次第であります。

ちょっと言葉が過ぎたということであれば、そこは反省をしたいと思います。

議長／20番 江原議員

江原議員／私も事の進行は冷静にやっているつもりでございますので、市長の謝罪も含めた答弁、受けておきたいと思えます。

そこで、昨年11月18日、原告側、争点について全面勝利の判決が下されました。

そこで、議会として対策調査特別委員会がつくられました。

その中ででは、なかなか、なぜ議会の議決をしなかったのか、明らかにならなかったんですよ。

再び福岡高裁の判決で出たのは、佐賀地裁の判決の争点は、高裁判決でも認めているのです。争点の①の後に②、③、④、この争点について福岡高裁も全て引用しますという判決文に書かれております。

全ての争点、認めますというくだりです。

そういう意味で、議会の議決を、今年の1月27日、臨時議会開かれたわけですよ。

そこで、まさに今年の1月27日、NHKからですが、市議会、賛成多数で追認議決が通ったわけでありまして。

ところがですね、議会の議決をしなかったという理由、いまだ真相は解明されていません。

2年前の9月議会では、市長もこの判断をしなかったと、全庁的に決めましたと、特に執行部で決めましたと、担当部局含めて。

でも、そしてふるさと、もとい、この特別委員会ではですね、市長自身、過去の事例なども踏まえて議決は必要ないと判断したと答弁されてきました。

過去の事例とは何ですか。

再度お尋ねします。

議長／秋月総務部長

秋月総務部長／今議員がおっしゃられました、過去の事例ということで、これにつきまして、特別委員会等でも何度も説明しておりますので、そこで説明をさせていただいております。

議長／20番 江原議員

江原議員／私は、総務部長の答弁はありませんでしたが、その一つに、武雄市図書館・歴史資料館のリフォームのときの空間創出事業に約1億5000万円、そして、平成26年、新庁舎の建設のときに関わる防災行政無線の設置の問題で回答されたというふうに認識しております。

そこで、ここに①全庁的に決めましたと、当時の担当理事。

②市長は昨年、控訴するときに11月30日、記者会見で、議会に諮らないことは関係部署の横断的協議で決まり、私はその後に報告を受けて了承したと。

弁護士の助言内容を聞いたかどうかは正直覚えていないと説明されたと報道されました。

ここにあるように、市長自身が関与しなかったんです。

ところが、これも以前、一般質問で取り上げましたが、裁判では、最終的には5月21日、議決事項とはせず、市長判断で実行することを確認したと、こういう訴訟の内容が提起をされました。

そういう意味で、昨年11月22日、全員協議会の中で、担当顧問弁護士はびっくりすることを言われたわけですね。

市長が、3行ありますが、じゃあ、僕はこの訴訟をお受けしましょうと動きました。

裁判ではそこを正面から、市長の思いとかを争点にしようじゃないかとも、そう言いました。

その市長の権限と自責によって実行したと書いていました。

そういう意味では、担当弁護士もこういうふうに言われました、全員協議会の中で。

判決、これは議会を軽視したことに対する裁判所の警告だと言いました。

恐らくそうだと思います。

本当にですね、私は恨みつらみで言っているわけではなくて、議会の議決が必要だと、担当顧問弁護士も担当職員に言いましたと、言ったという答弁をされました、説明を。

そういう意味で、本当に市長、私はこの佐賀地裁の判決を本当に重く受け止めて認識を新たにしたいし、高裁で全面的に主張が認められた、それは受け止めはそうでしょうが、そういう議決をしなかったことに対して、真摯に受け止めるべきだということを認識を伺っておきたいと思います。

いかがでしょうか。

議長／小松市長

小松市長／先般の池田議員さんの質問にもありましたけれども、当時、議決を経ずに契約を締結したところが違法であったというところ、この事実自体は、これは否定できるものではありません。

そういう中で、議会から今年1月に追認をいただきまして、それによって、遡って契約は適法となったというふうに判決でも私は理解しております。

そういう中で、昨年からの特別委員会でも、やはりその事実自体はですね、これは私も、歴史的にも残るというところは、これははっきりしておりますので、再発防止策について定め、そして、それを現在実行して、同じようなことが二度とないようにということで、現在取り組んでいるところであります。

今、モニターで出されているところですけども、先ほどのお話で、私が、裁判の資料の中で、

報告を受けて、私がそっちでは決めてると。

しかし、こっちでは関与しなかったと、さっきおっしゃいましたけれども、ここの文字にありますとおり、了承したというふうにありますので、そこについては、やはり組織として様々な検討を行い、そして今回は議決不要であるということで私も説明を受け、私が最終的に判断をしたというところで言うと、そこは、私のこれまでも、こういった様々な部分での発言というのは一貫しているというふうに考えております。

議長／20番 江原議員

江原議員／日にちを確認、指摘しておきたいのは、弁護士も訴状に出たのは、5月21日、市長判断で実行したではなくて、5月28日、プロポーザルで決定したそのときに市長は聞きましたというのが明らかなんですよ。

そこで、時間もありませんが、私は、市民6人、防災システム契約裁判、原告団、最高裁判所に上告を申し立てました。

これ、9月1日です。

13日の質問の中で、上告理由書を池田議員から指摘をされましたが、これも9月1日から50日以内。

ですから、10月20日までに提出しますというシステムがあります。

私は市議会の議決は必要であった、議会に議決をしないと決めてるのが誰なのか、これ、まだ明らかになっていないんですよ。

やじが飛んでいますけど。

令和2年3月11日、担当課長、6月議会にかける、議決は要らない答弁をした関係職員の答弁は、この間、紛れもなく、ごまかしの答弁、ずっとしてこられました。

先ほど申しあげましたように、佐賀地裁は、まさにそうした武雄市政執行部を暴いたんですよ。

私は、最高裁判所に上告を申し立て、市民6人、申し立てました。

市長、副市長、関係職員が本当のことを語っていないからです。

上級審で厳しい判決を求めて、市民と力を合わせて頑張る決意を申しあげておきたいと思えます。

次に、ふるさと納税について質問します。

この間、ふるさと納税問題については、6月議会でも質問しましたが、さきの13日の上田議員の質問で、今年度幾ら入っているかと、納入されているかという答弁がありました。

8月末現在3811万9500円という数字を入れさせていただいております。

当初予算4億円に対して、現在3811万9500円と、答弁を求めておりましたけれども、株式会社大平商會を、契約違反で3807万8803円の契約不履行に対して返還を訴訟提起されております。

裁判の状況どのようになっているのでしょうか、お尋ねします。

庭木企画部長／株式会社大平商會に対する損害賠償の補填につきましては、裁判所におきまして、書面提出による論点整理の処理が行われております。

今後、この準備手続終結後、口頭弁論が開かれるものと認識しております。

議長／20番 江原議員

江原議員／4月6日、昨年ですね、提訴以来、もう1年半ですよ。

もうびっくりです。

本当に会社が存続しているのだろうか。

あるいは、大平商会には令和元年から3年まで1億5000万円、1億5000万円委託料やったんですから、早く訴訟が進むことを願っています。

そこで市長、13日の一般質問でびっくりしたのは、ふるさと納税業務について直営でやっていると認識しておりましたが、9月1日から業務委託を民間委託するという段取りになっているということでした。

もうびっくりしました。

このふるさと納税の中で、一昨年、市長は12月16日、12月議会で、最終日、びっくりしました、議場に來たら、議案第138号、武雄市長及び副市長の給料の特例に関する条例提案です。

数人の議員が、異議を申し上げる質問をしました。

採決の結果、これが採択されず、総務常任委員会に付託になりました。

それで、翌年の3月定例議会で、総務常任委員会の審議についての報告はありませんでしたから、廃案になっているわけですよ。

そして、3月10日、最終日、昨年最終日、大平商会を提訴したわけで、議決して、市長は4月6日提訴したわけです。

こういう流れがあるわけです。

ふるさと納税の業務について、まだ取捨しているわけじゃない、

政治責任が取られている状況でも何でもない中で業務委託、民間委託をされました。

なぜですか。

そういう一連のふるさと納税問題に対する認識が甘いんじゃないですか、市長。

議長／小松市長

小松市長／まず、今年度の当初予算において、その委託の事業費については予算案として計上し、そして、議会で慎重審議の結果、予算案として可決をされているということだと思っております。

ただ、牟田議員さんからも御指摘があったとおり、そのあたり、この9月1日から委託を始めますと。

やはりふるさと納税については、非常にやっぱり大事な問題ですので、そこについて議員の皆様への説明というのが不十分であったということは、ここは本当に真摯に反省をしなければならないと思っております。

繰り返しですけれども、その委託についてはまさに議会において、予算案の審議の中で検討され予算案として可決をして、そして、それを受けて私たちも、準備を春から進めてきたということでもあります。

議長／20番 江原議員

江原議員／もう、防災情報発信システムの経過と全く、ふるさと納税事業のやり方と一緒にじゃないですか。

これだけ戸別受信機で指摘されているのに、裁判所からも。

これ、市長御存じでしょう。

今年当初、3月議会の当初予算の記者会見の記事です、資料です。

今、市長言われましたけれど、この記者会見の日に、ふるさと納税事業、市の直営を民間委託にしますって説明してないじゃないですか。

先ほど、執行部は議会と話をしてくださいと、この顧問弁護士も、11月22日の議事録には、あるいは戸別受信機の裁判でも、明々白々です。

このふるさと納税事業についてちゃんと説明しますと、していないんですよ。

そんな、さっきね、説明しますと言われたのに。

これ、再びですね、初めて聞く会社が業務委託、指名を受けてあるようですが、指摘をしておきたいと思います。

何ら説明されなかった。

2つ目の開発行為について質問をいたします。

この、今議会で、市長の提案事項説明骨子に、議員に開会前に配付された資料に、大学誘致について、学校法人旭学園様より、大学設置許可申請の確実性を増すことなどから、武雄アジア大学の開学予定年度を1年延ばして、2026年にすることが発表された。

今度の大学設置の支援を行うことで、子供たちの教育機会の拡大や、定住人口の増加、まちの活性化につながると、文書で議員に示されました。

ところが、開会日の9月5日、市長の演告を聞いていましたら、ここに、支援をする、支援を行うが抜けているんですよ。

市長言わなかったんですよ。

8月6日、旭学園様より、大学設置認可申請の確実性を増すことなどから、武雄アジア大学の開学予定年度を1年延ばし、2026年にすることが発表されました。

武雄アジア大学の開学は、子供たちの夢の実現に向けて、選択肢を広げるだけではなく、移住定住やまちの活性化を大きく寄与するものと確信しております。

市民に開かれた大学、市民が一緒になってつくっていく大学、市民と共に育つ大学を目指し、大学開学に向けて、議会や市民の皆様への丁寧な説明を行い、御意見を得ながら、学園様との協議を進めてまいります。

支援を行うが抜けているんですよ。

何ですか。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／旭学園によります武雄アジア大学の設置に係る市の支援につきましては、そこには書いていないものの、支援をしていきたいと考えております。

先ほど、ふるさと納税の件につきまして、議会に説明がないということでございましたが、令和5年3月議会におきまして分割付託いただきましたので、当初予算を総務常任委員会のほうで審査していただく際に説明させていただいております。

議長／20番 江原議員

江原議員／それはあくまでも方便です。

これは支援を行うが抜けているんですよ、市長。

なぜ演告文書には書いあったんですが、当日、支援を行うが抜けているんですが、何ですか。

市長に言っている。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／演告に書いてあるとおり、支援を行っていきたいと考えております。

議長／20番 江原議員

江原議員／じゃあ、その支援の内容を言ってください。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／支援の内容といたしましては、キャンパスの建設や、教具等の購入費、用地の賃貸費用、公共施設への使用、国や県への支援要望、地域や周辺自治体と連携した取組などの支援を想定しております。

議長／20番 江原議員

江原議員／肝腎な、市の補助金を想定しているんですか。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／財政的な支援も考えております。

議長／20番 江原議員

江原議員／今、支援の一つで、これ、白岩体育館の跡地、1万平米を超える用地をという説明がっておりますが、今、市民の間で、賛成の声や期待の声や、あるいは心配、不安の声、巻き起こっています。

そういう中で、本当に心配なのは、少子化の中、本当に今、大学、新設大学で（？）もつのかで。

これは武雄市の出生率数を出していただきました。

もうびっくりしますよね。

500人おられるかなと思いました。

合併当時、493人です。

それがずっと、全体として低下傾向です。

昨年度349名、約150人です。

これ349名と言いましたが、もう60年も前ですが、自分自身、中学校の生徒数333人でした。

それぐらい、戦後、昭和24年、1949年生まれが全国で断トツ多いんですが、あれ以来ですね、山内中学校の生徒数と同じぐらいの出生数なんですよ。

いかにこの半世紀で少子化の流れが進んでいるか。

市長、こうした状況の下で、本当に4年制大学が軌道に乗っていくかどうか、そうした市民の不安の声に答えてほしいと思いますが、いかがですか。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／旭学園のお考えによりますと、まず1点目に、佐賀県には大学数が少なく、人口当たりの大学数が全国ワーストである。

また、佐賀県の大学進学者の8割は県外に行っており、大学進学率は全国平均と比較し著しく低い。

そのような中、県外に流出した学生を県内に引き止めるとともに、経済的な理由で大学進学を諦めざるを得なかった（？）学生の確保が見込めること。

2点目に、広くアジアをターゲットに、文化やエンターテインメントなどを学べる現代韓国学部や小学校の教員のみだけではなく、広く教育に携わる人材を育成する次世代教育という、他の大学にない魅力的な学部をつくることで、全国から、世界からも呼び込めると考えておられますので、そこについては、そのように市としても考えております。

議長／20番 江原議員

江原議員／市民の不安の声、これは、今、担当部長、支援をしますと言いました。武雄市に住んでいるそれを聞いている皆さんは、特に子育てをしているし、幼児教育、小学校、中学生をお持ちの保護者様については、もう本当にですね、今、子育てをしている世代に手を差し伸べてほしいと。自分の地域、家がいっぱい建ちました。でも、遊び場もない。道路で子供たちは遊んでいる、危なくてと。そういう切実な声ですね。だから、4年制大学が本当に武雄に求められているのかどうか。学校法人にしたら、それは一生懸命です。でも、先ほどこうして示しました、今の日本の子育て世代、出生数の推移を見て、本当に大丈夫なのかというのは、大きな、やっぱり判断材料にしていくべきではないかというふうに訴えておきたいと思います。開発行為の2つ目です。新工業団地、今、東川登袴野地区に新武雄工業団地の開発行為について進められております。この経過と今後の取組について説明ください。

議長／山崎営業部長

山崎営業部長／新武雄工業団地につきましては、平成29年度から地質調査及び測量調査、平成30年度に基本設計、令和元年度に実施設計を着手しております。その後、用地買収、また、補償等を行いまして、令和3年度から造成工事等を実施しております。令和4年度末時点での工業団地の進捗率は約90%というところで中断している状況であります。

議長／20番 江原議員

江原議員／何か、肝心なことをおっしゃらないですね。もう大変なことが起こったわけでしょう。昨年の3月から4月にかけて、この工業団地造成、約9億円をかけて造成がされておりました、3工区に分けて。ところが、春先の大雨で、山の上のほうから、幅200メートル、幅どっちですかね、高さ230メートル、幅200メートルにわたって崩れているんですよ。これ、説明がなかったんで、ちゃんと報告してください。今後の経過は言いました。今後の取組について説明してください。

議長／山崎営業部長

山崎営業部長／造成地の東側に隣接する袴野地区の山林におきまして、令和4年1月24日小規模、3月2日には中規模、そして4月12日には大規模な地滑りが発生しております。

最終的には、幅200メートル、奥行き230メートルほどの範囲で地滑りを確認しているところがあります。

この地滑りにつきましては、予見できない不可抗力で発生した自然災害ということで、緊急自然災害防止対策事業債の事業採択を受けまして、現在、袴野地区地すべり詳細設計等業務委託を発注中でございます。

議長／20番 江原議員

江原議員／この地滑り、これが今現在、7ヘクタールありますからね。

今後、この工事、今、7000万円で業務委託で設計されているわけですよね。

今後、工事費、幾ら見込んでいるんですか。

議長／山崎営業部長

山崎営業部長／現在、詳細設計を行っているところでありますが、その出来上がり次第ということになりますけれども、6年度の当初予算で、見込みとして約9億円を見込んで工事の完了を行いたいというふうに思っておりますけれども、あくまで詳細設計が出来上がらないと、その辺についての詳しい数字等については、今の段階では述べられないということでもあります。

議長／20番 江原議員

江原議員／今、工事費9億円とおっしゃいました。

この9億円を工業団地ですから、かかった費用を加算して、坪当たりで売買するわけです。

ところがこの9億円、売買価格にかけないという説明がありました、委員会では。

それは、あくまでも市民の税金の丸抱えの負担になる。

ですので、私は6月議会の業務委託のときに、もうこれやめるべきだと反対討論しました。

いかがですか。

議長／山崎営業部長

山崎営業部長／先ほど御説明させていただきましたけれども、今回の地滑りにつきましては、不可抗力で発生した自然災害ということで判断しておりますので、今回の工業団地の造成の単価には含めないという判断をいたしているところでございます。

議長／20番 江原議員

江原議員／私、開発行為、2点言いました。

4年制大学に10億円ですか、昨日の質問でも出てきましたが、今回、工業団地に9億円。

これは本当に今、市民の皆さんが、今の市政をありようをやっぱり受け止めて、声を(?)いただければと思います。

最後に、施設の整備について、山内改善センターの件でお尋ねをします。

6月議会で、この山内町の農村環境改善センターの多目的ホールの可動椅子、230の席の椅子について、修繕を含めて、回答について、市長自身、この可動式の椅子については、そこは原

因が判明しておりますので、そこを今後どういうふうにしていくか、今まさに事業者の皆さんへも相談しながら調査中でありますので、ここについてはこの調査を待って、対応策を考えていきたいと考えています。

担当理事は、先ほど申しましたように、緊急性、その辺で必要なところから修理をしていきたいと、そのように思っております。

答弁をいただいておりますが、山内町民にとって、11月3日の連休を挟んで、文化祭が予定されております。

1000点を超える出品作、そしてまた、1日使って様々な発表会があります。

そうしたときに、ぜひ、間に合うように、この施設改善、修理を進めてほしいと思いますが、その後の進行状況はどうなっていますか、見直しをお願いします。

議長／佐々木営業部理事

佐々木営業部理事／その後の進行状況というところでございますが、緊急を要するもの、それと、小規模な修繕等につきましては、対応できるものについて随時対応している状況であります。

ただし、議員御存じのように、建築から37年が経過し老朽化が著しく、先ほど言われた可動式の椅子以外も修繕等が必要な箇所がございます。

利用実態や利用者からの意見等を聞きながら、あと、費用対効果も含めて計画的な改修に取り組み、長寿命化の方法を図っていきたいと、そのように思っております。

議長／20番 江原議員

江原議員／6月議会を前にして、耳に入ったのは、市は、財政がないといってなかなか修理が進まない。

令和4年度の決算書、決算書を見るとですね、財政調整基金に28億円、公共施設整備基金に27億円、基金として組まれております。

ぜひ、市民の公共施設、施設整備改善のために財源を投入してほしいということを申し上げておきたいと思えます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長／以上で20番江原議員の質問を終了させていただきます。

ここで、議事の都合上、1時20分まで休憩をいたします。

\* 休憩中 \*

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

18番 牟田議員

牟田議員／議事の進行を議長に精査していただきたいと思えます。

先ほど、江原議員の質問のときに、こういう発言をされました。

昨日の質問でも出ましたがと、4年制大学に10億円ですか、今回、工業団地に9億円という発言がありました。

昨日の質問というのは私のことです。

10億円という言葉も私、使いました。

しかし、使った内容は、折しも(?)何億円か支出されています。

武雄市も5億円か10億円支出されるか分かりませんがともということで発言させていただきました。

江原議員さんの質問は、4年制大学に10億円ですかということで発言されていますと。

これはややもすると、その10億円というのが一人歩きするかもしれない。

5億円かもしれない、幾らかというのは全く先ほど、庭木部長が答弁されたように分からない中、一人歩きするかもしれないので、その辺の精査をお願いします。

私の質問の意図は、5億円か10億円か分かりませんがともということでやっております。

以上、精査、注意よろしくをお願いします。

議長/ただいま、18番牟田議員の議事進行につきまして答弁させていただきます。

質問される方におかれましては、そういった数値的なもの、定量的なものを含めて、定性的なものも含めて、やはり、はっきりと決定をされていないものについては、やはり市民の皆様にあたかも決定されたかのように誤解を招く可能性がありますので、発言される際は十分注意して対応していただきますようお願いいたします。

議事を進めます。

一般質問を進めます。

次に、8番豊村議員の質問を許可いたします。

御登壇を求めます。

8番 豊村議員

豊村議員/皆さんこんにちは。

議長より登壇の許可をいただきましたので、8番豊村貴司、一般質問を始めます。

今回は大きく3つの項目について質問を行います。

時間も限られていますので1番目の項目、大学設置についてに入ります。

学校法人旭学園による4年制大学の武雄市での設置申請については、開学目標時期を1年延期するとの説明がありました。

私はこれまでも繰り返し述べましたように、大学というものは歓迎するものであると考えています。

ただ、住民の皆さんと意見交換を行っていく中で私が感じたのは、大学が設置されるという点。

また、1年延期になったという点、それ以外の情報について、例えば市の支援策など、なかなか情報が住民の皆さんに伝わっていないなということを感じているところであります。

実際のところ、この大学の設置については学校法人が行う民間の事業であることから、事業主である学校法人からの情報提供や武雄市との協議の進捗がない限り、住民の皆さんだけでなく議会においても情報がなく、まだまだ見えていない部分が多い状況であります。

しかし、そうした中でも、申請、建設に向けて進んでいくこともあり、前回である6月議会に引き続き今回も大学設置について質問をしていきます。

質問順序については、ヒアリング時に説明した順序とは一部変えて行いますが、その点は御了承願います。

それではまず最初の質問です。

8月4日の大学設置に関する特別委員会で、学校法人旭学園から開学延期の理由として文科省の審査が厳しくなる中で承認が得られるようにするための準備期間が必要ということや、建設に関する時間確保の実用性などから1年延期と判断したという説明がされました。

このときの特別委員会の冒頭、小松市長は挨拶の中で、誘致を進めてきた私自身の認識の甘さがあったと言われました。

そこで最初の質問ですが、小松市長のこの言葉、誘致を進めてきた私自身の認識の甘さがあったという言葉、どのような意味、考えであるのか、武雄市として大学設置に関与している中でこの言葉の意味について確認をしたいと思います。

答弁をよろしく願いいたします。

議長／小松市長

小松市長／今年1月末の旭学園の理事会において、大学を武雄に設置するという方針が出されましたけれども、やはりそれを受けまして、大学を誘致するというのはやっぱり地方創生にとって千載一遇のチャンスであるというふうに考えました。

その後、大学、当初は令和7年4月開学目標ということで約2年という、当時は非常にタイトなスケジュールの中で、やっぱり議員の皆さん、そして市民の皆さんから様々な疑問や御指摘、または大学ができる影響、不安の声、そういったものを聞いた中でそれに対しての十分な説明というのが足りなかったというふうに思っています。

私自身の思いがやっぱり先行してしまった。

その点について、冒頭、議員からおっしゃったような発言をしたということであります。

今後については1年延びるということではありますけれども、我々としてとにかく丁寧な相談、そして議論、説明を心がけていきたいと考えております。

議長／8番 豊村議員

豊村議員／市長の答弁の中で、私自身の思いが先行したということがありました。

加えて、丁寧な議論、説明が必要であると。

まさしく、やはり丁寧な議論が、市が関与する以上、組織としての丁寧な議論、こういったところが必要になってくると思います。

次なんですけれども、6月議会でもちょっと質問をしたんですが、効果という点。

効果ですね、聞きました。

改めて、この武雄市としての大学が来ることでのメリットですね。

ヒアリングでも伝えたんですが、2つの面で明確に答弁を願いたいと思います。

1つは、大学が来ることによって学校法人から武雄市への税収等、そういった収入があるのか。

もう一つは、それ以外の面でどういったメリットがあるのか。

この辺は、私が冒頭言いましたように、住民の皆さんと意見交換する中で、なかなかやはり見えていない部分と思います。

そう感じたので、改めてここでちょっと伺うものであります。

答弁をお願いいたします。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／まず、収入の見込みの質問でございますけれども、やはり学校法人は非課税となっておりますので、法人税や固定資産税といった税収はございません。

なお、キャンパス用地等の賃貸費用の額につきましては共有地ではありますが、有償となればその分の収入は見込めることとなります。

それから、メリット。

大学設置の効果といたしましては、子供たちの進学する選択肢が増えること、若者が新たに武

雄に住むことで定住人口が増加することや会議、学会などによる来訪者や宿泊客(?)といった交流人口が増えること、大学の知見を地域に生かすことで地域の活性化にもつながるとなどを考えております。

議長／8番 豊村議員

豊村議員／学校法人から入ってくる税収というのはないということですよ。

ただ、その市の武雄市が持つ場所を貸出しすることによって、そのときに有償とした場合はその収入があると。

ただ、有償になるか無償になるかというのはまだ決まっていないということですよ。

それ以外では交流人口が増えることでの地域経済のというところですよ。

経済効果というのがどういうふうに試算されるかというところは、ちょっとお伺いしますけれども、経済効果、試算されたりというのはあるのでしょうか。

答弁お願いいたします。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／現在、担当によって試算中でございます。

議長／8番 豊村議員

豊村議員／現在、試算中ということですよ。

これ非常に、私もいろんな住民の方と話をする中で、いろんな意見がありました。

経済界関係の人とかもちょっと何人か会ったときに、経済効果、いろんな意見を足し合わせて考えてみたときに、もう差引きしたら、ちょっと私が伺った意見ではゼロというところだったんですよ。

というのは、プラスでももちろん言われる面あります。

それはもちろんあると思います。

逆に、定員が足りない、定員割れしたような状況があつて運営がなかなか厳しくなつたというふうなときに、武雄市が関与している分、武雄市の看板、のれんというところについては以上、武雄市へのやっぱり負の影響、マイナスの影響が出てくるというふうな、そういったところも、ちょっと意見としてはありました。

経済効果を試算する場合に、なかなか難しい面はあると思いますけれども、やはり楽観視はできないなというふうなところを私も感じたのが率直なところであります。

次の質問なんですけれども、支援案ですよ。

これも6月議会でもちょっと触れましたし、今議会でもちょっと出たところがあります。

スライドで出していますように、幾つかキャンパスの設計や設置費用の支援とか、教具の購入費等の支援というのが支援案としてホームページにも上がっています。

この中で2点お伺いしたいと思います。

1つ目、このキャンパスの設計や設置費用の支援というのは、要は大学という箱物を設計するとき、また、その箱物を建てる時に、その財政的な費用面での支援を行うということで捉えていいのでしょうか。

もう一つ、市有地の賃貸費用への支援。

これは先ほどの答弁にも絡んだ部分ですけれども、有償とするか、無償とするか、そういうふうなことを検討していくということと考えてよろしいのでしょうか。

答弁をお願いいたします。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／支援といたしまして、議員が御質問いただきましたキャンパスの設計及び建設費に対する支援にありましては、財政的な支援を考えております。

それから、土地の市有地の賃貸に関する支援につきましては、先ほど御説明（？）いたしましたとおり、キャンパス建設予定地である白岩体育館跡地の進退に加えまして、白岩競技場下の駐車場の一部など、市民利用の頻度が少ない平日の駐車場などの賃貸も想定しながら競技を進めております。

議長／8番 豊村議員

豊村議員／大学側からの全体像が出ないことには、市としてもどうあるべきかというところは検討しにくいところもあるかもしれませんが、方向性としてそういうふう考えているということかと思えます。

この支援案なんですけれども、大学設置について誘致としての効果を考えたときに、この支援案について、また、その誘致として考えたときの効果について、どの段階で、いつ、どういった方たちで協議をされ、公表するに至ったのか。

いつ、どの段階で、どの方たちで協議されて、公表されるに至ったのか。

6月議会でもこの辺質問をしたんですけれども、そのときは答弁で、市で取りまとめておりますというふうな形の答弁だったので、なかなかちょっと誰がというところが見えにくかったので、改めてこの点について答弁をお願いいたします。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／支援案につきましては（？）、1月末の旭学園の理事会において、武雄市への（？）新大学設置構想が承認されました。

他自治体の大学誘致の取組などを参考に、大学を誘致するために考え得る支援内容につきましては企画政策のほうで取りまとめまして、市長まで報告し、了承をいただき支援案を決めております。

具体的な支援につきましては、財源を含めてこれから協議を進めてまいりたいと思います。

申し訳ありません。

公表の日についてはお調べしておりませんので、分かり次第また報告させていただきたいと思っております。

議長／8番 豊村議員

豊村議員／企画政策のほうで取りまとめ、市長のほうに報告をして了承を得たということですかね。

例えば誘致というふうなことを考えたときに、例えば企業誘致、武雄市企業誘致奨励措置適用対象事業所と認定委員会設置規程というのがありますけども、その第1条では、奨励措置適用対象事業等の認定に係る審査を行うため、武雄市企業誘致奨励措置適用対象事業所等認定委員会を設置するとあります。

ちょっと長く言ったので、ちょっと分かりにくいかもしれませんが。

企業誘致を行うときも、そういう審査会というところで審査を行うというふうなことが書かれています。誘致という言葉が、特別委員会でも冒頭質問しましたように、市長の言葉から出ていました。

誘致として考えるときに、先ほどいいました企業誘致の条例にもあるように、しっかりと審査

するということが必要なこととしてあるべきではないかというふうに思っています。  
先ほど企画政のほうで取りまとめたというふうなところありましたが、その範囲でよかったのかどうかというふうなところも思うところがあります。  
しっかりと、市長も冒頭の最初の質問で、丁寧な議論が必要であるというふうなことも言われました。  
この支援案の取りまとめについて、今の私の質問内容に関してどういうふうにか考えるか、改めて答弁をお願いしたいと思います。

議長／小松市長

小松市長／企業誘致については、そういった仕組みというのが決まっていますけれども、大学誘致というのは仕組みを持っていないと。  
ほかの自治体の例なんかを調べると、大体支援策、やっぱり誘致ですので、については、あらかじめ、今回挙げているようなことがそれぞれ考えられていて、その具体的な中身はまさにオーダーメイドでなっていると思います。  
ここについては、今こちらの方向性ですので、今後じゃあ、具体的にどうするか。  
そこについては、しっかりと特別委員会、そして、本議会、そういう場でしっかりと早め早めに相談をし、協議をしていきます。

議長／8番 豊村議員

豊村議員／一番最初の全員協議会の際の説明のときだったと思うんですが、小城市の例を参考にというふうなことがありました。  
小城市は、西九州大学の看護学部を引っ張ってきたというのはあるんですけども、あちらの補助をされています。  
ただ、その際は、補助金交付要綱というのを作成されています。  
私、その資料を寄せてはいるんですけども。  
そういった形で、支援を行うのであれば、しっかりとした、そういった根拠となるものがないといけないなというよというふうに思っています。  
現段階で、要綱の作成とか、そういったことは考えたりしているんでしょうかというのが、思ったところはあるんですけども、この点はちょっと通告はしていませんので、ちょっと意見として述べておきたいと思います。  
次に伺いますが、大学の設置についてですね、特別委員会でも申請のタイミングと建設のタイミング、ここが一度議論になりました。新聞にも載ったんですけども。  
その後の特別委員会で、学校法人側からの説明では、文科省に確認したところ、申請段階では建設を始めていることが必要であるというふうを確認したとありました。  
現在、人口減少という中で、全国でも私立大学の定員割れが多く、今年の8月30日に日本私立学校振興・共済事業団が発表したデータでは、定員割れした私立大学が53.3%と過去最多を更新したと、そういった情報もあって、文科省も審査を厳しくするというふうなことを言われているわけです。  
これで捉えるのは、申請をすれば100%通しますよというわけではないんだろうなというふうに思うんですね。  
100%通るわけではないのに、建物を承認前に建てるということが、これ本当に適切なのかなと、私自身はやっぱり思うところがあるんですね。  
文科省がその手順でいいというのであれば、文科省にも片方では厳しくするといいいながら、片方では建てなさいというようなこと、これは私もちょっとどうなんだろうと疑問を思うところ

があります。

先ほど、特別委員会で学校法人側から文科省側に確認したというふうな説明があったと言いましたが、今回、武雄市が支援策の中で、建設設置費用についても財政的支援をするというふうなことを言われていますので、市としての関与がある以上、しっかりこども武雄市として慎重に確認をするべきじゃないかなと思います。

武雄市として、この申請と建設のタイミングについて、直接、文科省に確認をされたでしょうか。

されたのであれば、どういった内容であったか答弁をお願いいたします。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／文科省の担当の方へ、直接は確認はしておりません。

文科省のホームページに記載されております大学の設置認可・届出制度において再確認をしたという状況でございます。

議長／8番 豊村議員

豊村議員／これが完全な民間単体だったら、もちろん私たちが何か言うべきところではないんですけども、市が予算を出してする、建てて、申請が通りませんってなったら、じゃあ、果たして、あとどうなるのと。

そこまでの想定ができていいのかというふうなところもありますし、想定しているのであれば、その場合に、住民の皆さんに説明できるようなものであるのかというところもきっちり丁寧に議論をしていく必要があると思います。

その予算という部分で、ちょっと大学設置とは一旦、質問を離れますが、関連として、通告をしていますので、ここで質問をしますが。

物価高騰が続いている状況で、私もこれまで学校給食のことについて何度か質問をしてきました。

材料費が上がっている、油も何倍にも上がっている、そういったことを質問してきました。

もう、献立を考える栄養士さんたちも大変苦労されていると。

ほかの自治体では、給食費の値上げというそういったところ動きがあったり、そういうところも上がったりしていますが、武雄市として、やはりこういう状況で、同じようにこの学校給食の材料費に関する課題に関しては、協議をされているのかなというふうに思うんですが、自己負担という部分も含めて、どのような検討状況にあるのか答弁をお願いしたいと思います。

議長／古賀こども教育部長

古賀こども教育部長／物価高騰に関しましては、新型コロナウイルス感染症対策地域創生臨時交付金を活用いたしまして、令和4年度と5年度については補助等を行っているところでございます。

食材の値上げも続いており、今年度までの補助でございます。

学校給食の運営につきましては、なかなか厳しい状況であるというところでございます。

この学校給食につきましては、安ければいいというものではなくて、児童生徒の必要な栄養を確保しまして、地産地消の取組をしながら、安全安心な食の提供に努めており、これらを踏まえて、令和6年度からの学校給食費につきましては、学識経験者や栄養教諭等で構成されます学校給食費検討委員会を設置いたしまして、現在協議を行っているところでございます。

給食につきましては、現在協議中でありまして、物価高騰、燃料費等の高騰につきましては、厳しい状況であるということは十分に承知をしておるところで、現時点においてはまだ

決定しておりませんが、来年度以降の給食費が決定した時点で、個人負担等の支援等についての検討は考えていきたいと思っております。

議長／8番 豊村議員

豊村議員／学校給食に関しては、その材料費、給食費そのものを上げないといけないというのは私も、やっぱり必要な部分、理解するところではあるんですが、ポイントは、自己負担をどうするかというふうなところになってくると思います。

なぜ、ここでこのことを触れたかといいますと、今回、大学設置、あくまでも民間企業の進出の分ですよね。

その民間企業の事業に対して、市が予算を組んで財政的支援をします。

学校給食費は今、こういうふうな協議がある中で、例えば大学にはお金を出しながら、保護者にはお金を、自己負担を上げる、徴収する、そこが住民の皆さんに理解されるんだろうかというふうに思うところがあります。

例えばなんですけれども、あくまでも例えばです、例えば生徒1人当たり月1000円値上げして、年間11か月で1万1000円自己負担分が上がるとしたらですよ、現在、自己負担対象の生徒が3300人いますので、全体で年間3630万円の自己負担分の増というふうな形になりますが、これが例えば大学、武雄市が大学の建設関係にです、これもあくまでも例えばの数字ですけれども、例えば10億円出すとしたときには、27年分の額、自己負担の額になってしまいます。

いったら、27年間自己負担を上げなくても済むような形になるわけですね。

今言ったのは、あくまでも例えばです。

分かりやすいように数字をちょっと当てはめてるだけなので、このことは正確な数字ではなく、誤解をちょっと与えてしまう部分があるかもしれませんが、ちょっと分かりやすく言っているところです。

今回の議会の一般質問でも、各議員の皆様からのやり取りで、いろんな意見がありました。

例えば草刈りであったりとか、プールの濾過装置であったりとか、生活道路整備であったりとか、スポーツ施設整備であったりとか。

ほかにも水害対策の予算等いろいろありました。

住民の皆さんが求める予算というのがあります。

様々、いろんな場合で置き換えたときに、じゃあ、武雄市が民間企業に出した分がほかで置き換えたときに何年分できるのかって、そういうふうに考えるところもあります。

実際に、住民生活に直結する部分で様々な予算が絡んでくる中で、本当に、今述べたように、これまでの何倍もかけられるような予算を武雄市が民間企業に出すことが本当に妥当だろうかと思うところもあります。

住民の皆さんが納得される状況にあるだろうか。

もし、武雄市が支出をするのであれば、その額について、根拠となるようなところをしっかりと示せるような状態にならないと、トラブルにつながってきます。

ある意味、市の職員さんも、それぞれの担当部署で、予算要求をされているはずですよ。

こういった事業をやりたいからと。

予算要求しながらも、一方では、予算を削ってというふうな形があると思います。

そういうふうに苦労しながら予算確保に動かれている中で、職員さんも、こういった民間企業への財政支援に関してはどう思われるんだろうというというふうなところもあります。

冒頭、市としてのメリットというところ、効果というところを言いました。

学校法人からのとしての収入というのではないと。

土地を貸したときにその分があるかもしれませんが、なかなか効果が得られない、見え

ないというふうな中で支出を行うとなったら、これはやはり司法関係の人もちょっと話があったんですけれども、これは場合によってはトラブルにつながりますよというようなこともちょっとありました。

非常に慎重に行かないといけないと思います。

重ねて言いますが、民間企業に資金提供を行った場合、今後、様々な予算に関する要求があっても、なかなか予算がありませんでは、ちょっと言いにくくなってしまわないかなと思います。

しっかり慎重に協議していただくようにと思います。

私自身は何度も言っていますが、大学というものに反対をしているわけではないんです。

ただ、財政支援をですね、市として財政支援をどのように考え取り組んでいくか、住民の皆さんの納得を得られるような形でできるのか、住民の皆さんに、大学が来ますよという絵を見せるだけではなく、市も関与するのであれば、しっかりとそこも見据えて説明していくようにしないといけないと思っております。

そこで質問ですが、武雄市として大学設置に関する財政面の支援の在り方についてどのように考えるか答弁願います。

議長／小松市長

小松市長／まず、まちづくりをしていくに当たっては、やはり目の前で本当に困っている人をどう助けるかという視点と、やはり未来を見据えた投資というところを何とか、どううまく両立をさせていくか、教育に投資するというのも後者の部分だと思っています。

豊村議員おっしゃったように、総論として賛成だと、そして、このまちをとにかく、やっぱりもっともっとよくしていきたいという思いは、私は共通しているというふうに思っています。

今回、支援の考え方ということで、私、ここは大変重要なことだと思っています。

やはり公益性があるからこそ、市として支援をするというのが、これは憲法や地方自治法でもある部分だと思っています。

一般的にですけれども、じゃあ、何が考え方として必要なのかなというときに、やっぱりまずは一つはメリットですね。

効果がどれぐらいあるのか。

そして、2つ目は、財政運営の影響だと思っています。

いわゆる財源の話ですね。

3つ目は、やはり今回、先行投資でありますので、そういった投資に見合うだけの効果があるか。

それがしっかり上回ればそれは、やはりそこは公益性があるというふうに言えると思います。

ここについて今後、特にメリットも、先ほど経済効果ということも言われましたけれども、それ以外にもたくさんあると思います。

このあたりをしっかりと私としては整理して、そして、特別委員会にもまずは御相談をしていきたいと考えております。

議長／8番 豊村議員

豊村議員／今回の大学の分は武雄市が支援を行いますという発表があったすぐから、ほかの自治体の議員さんからも、ここはよく慎重に協議をしていったほうが良いよという意見もいただきましたし、ほかの自治体の行政のOBの方からも、慎重によく、行政としていかないといけないよというふうな形の御指摘をいただいたりもしました。

言っていますように、後でトラブルにならないように、しっかりと丁寧な議論を進めていっていただくように、私としてはお願いするところであります。

それでは、2つ目の項目、治水対策にいきます。

一般質問でも度々出ました、今年7月の大雨による影響について伺います。

今回の大雨について、六角川の水位に関係なく、武雄町内でも、昨日もありましたように、中町区や、そして永島区においても道路の冠水や建物の浸水被害というのが起きてます。

中町区については、私も地元の区長さんや中町区の複数の方々と現地で意見交換をしましたが、やはり皆さん言われたのは、六角川の水位というのは関係ないと。

短時間で大雨が起きると、道路の冠水含め、浸水してくると。

もう大雨のときは心配だというふうな声が聞かれました。

また、周辺地区の道路の整備等で雨水の逃げ道がなくなって、より冠水につながっているようだというふうな声も聞かれました。

この地区は、御存じのとおり飲食店が多く並んでいて、令和元年、令和3年度も複数の店舗や家屋が被害を受けており、繰り返しの状況となっています。

永島区においても、今回も貴明寺の入り口付近のS字の道路のところとかですね、永島簡易郵便局の裏の一本松、スライドで出しましたけれども、その地区も成人女性の膝上まで冠水したというようなところがありました。

ほかにも、官舎近くの\*\*\*あたりの道路の冠水があつてですね。

もうこの辺の人たちは、やはりもう雨がひどく降ってきたら、車を高台に移動されるというのをしょっちょうされています。

永島区においても、九電工前の県道も冠水したり、複数で道路の冠水が起きるために八方ふさがりの状態になっているところでもあります。

先ほど言いました中町区同様、この永島区においても、六角川の水位に関係なく短時間の大雨で冠水してしまう、大雨のたびに不安になるという声が上がっており、実際に地区からも対策を求める要望書も出されています。

繰り返し起きているところ、そこはやはりしっかり対策は必要と思いますし、7月の大雨の後ですね、私も担当課の人にすぐに分析、把握と分析をしたほうがいいというふうなことを言いました。

そこで質問ですが、改めてこういった地区、どのように水害の分、把握し、分析をされているか、改めて答弁をお願いいたします。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／7月3日の大雨につきましては、時間雨量58ミリという、短時間ではございましたが非常に激しい雨でございました。

市内でも道路冠水が、一時的ではありましたが、多く発生しております。

ただいま豊村議員からも御紹介いただきましたとおり、中町地区、永島地区においても浸水被害が発生しており、現地調査などを行った県内の(?)分析といたしましては、中町地区におきましては、やはり家屋や店舗が集中する市街地区域であることに加え、周辺部より地盤が低くなっており、水が集まりやすい地形的特徴を持っております。

上流部に位置する宮野町地区などで集水できなかった雨水が道路などを伝って中町地区に流れ、浸水被害を発生させたと考えております。

また、永島地区におきましては、開発が進んだ地区において、舗装された土地が多く、結果、雨水が浸透せず、既存の側溝や水路によって下流に流れておりますが、地区内には局地的に低い場所があり、既存の側溝や水路の排水能力が追いついていない箇所におきまして浸水被害が発生しているというふうな形で分析を行っております。

議長／8番 豊村議員



庭木企画部長／池ノ内ため池につきましては、議員おっしゃるとおり、あの池のオーバーフローすることによって、永島、花島区（？）の冠水状況というのが明らかに見えております。そのために、既に地元管理者の御協力の下、低水管理を行ってまいりまして、豪雨時の治水対策として活用しております。

ただ、議員の御質問のしゅんせつにつきましては、現在計画はございませんが、さらなる治水対策として効果があるかどうか検討してまいりたいと考えております。

議長／8番 豊村議員

豊村議員／すみません、よく分からなかったんですけども、今の答弁は、しゅんせつの対象とするというわけではないということでしょうか。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／申し訳ございません。

現段階では、しゅんせつの対象となっておりますが、今後、治水対策として有効であるかをしっかり検討しながら、対象に挙げていきたいと考えております。

議長／8番 豊村議員

豊村議員／失礼しました。

現在はなっていないけど、今後、有効であるかをきちんと確認をしていきたいということですね。

よろしく願いいたします。

武雄市のふるさと納税に関するページを見ますと、企業版ふるさと納税の中で、ため池治水活用プロジェクトというのが設定をされています。

ため池を活用した治水ですね。

それに企業版ふるさと納税を具体的なメニューとして上げられているという状況です。

自分自身ですね、いろんな情報を得ようとしているんですけども、今回ふるさと納税のホームページを見て気づいたところがあるんですけども、なかなかですね、そういった点でいえば、武雄市としてこのため池治水への予算を獲得したいんだというふうな思いがあつてメニューを組まれているんだと思うんですが、そしたらですね、もっと何か広く情報を発信してですね、協力を得られるようにしていっていいんじゃないかなというふうに思います。

例えば私たち議会でもですね、これまでも治水に関して様々、一般質問でも上がっています。

住民の皆さんも必要と思われるところが、もちろんあるわけでありまして。

ですから、例えば議会のほうにも、こうやってメニューを組んだので、よかつたら知り合いにちょっとこういったのありますから協力をつけて声かけをしてくださいというふうなお願いをしたりとか、住民の皆さんとか関係する人たちにも、そういうふうにお伝えして、みんなで、武雄全体で、この武雄の治水について取り組む一つとしていきたいと思いますというふうな発信をしていいんじゃないかと思いますが、この点について答弁をお願いいたします。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／議員御指摘のため池治水活用プロジェクトにつきましては、企業版ふるさと納税促進のために市外の企業等に対しPRをしておりますが、ホームページ上でも、少し奥まで入っていかないと分かりにくい場所にもあります。

ここについては、しっかりとホームページの更新をかけていきたいと思ひますし、議員御提案

いただきました、今後、ぜひ職員自身から足を運んで皆さんにお声がけをしたりだとか、議員皆様方の御協力、御尽力も賜りたいというふうに考えております。

議長／8番 豊村議員

豊村議員／職員さんだけではなくて、市長、副市長も積極的にそういった面で働きかけていただきたいなと思います。

最後の項目ですが、今言いましたふるさと納税に入ります。

今年8月4日の佐賀新聞において、佐賀県内自治体のふるさと納税額が掲載されました。

スライドに示したのは、その佐賀新聞記事の引用です。

許可を得ています。

先ほどの水害の分も、地元の方から提供いただいたもので、掲載許可をいただいております。

このふるさと納税の分ですね、佐賀新聞の記事ですけれども、一覧を見ますと、2021年、そして2022年、2年連続でですね、佐賀県内で、武雄市は圧倒的に最下位ですよ。

質問なんですけれども、武雄市として、この結果をどのように捉えているのか、考えているか、答弁をお願いいたします。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／議員御指摘のとおり、2021年、2022年ともにふるさと納税による寄附額は県内で一番少ない状況でございますが、それでも多くの皆様が武雄市を選択し、寄附をいただいていることにまずは感謝を申し上げたいと思います。

返礼品の遅延問題以来、業務委託をせず市直営でふるさと納税業務を行うことに合わせ、市外の返礼品提供事業者の取扱いや、返礼品自体の厳格化を行ったこと。

また、先ほど申しました、お約束した返礼品を送ることができず、約2万2000人の寄附者の皆様に多大な御迷惑をおかけしたことなどの理由が影響しているものと認識しております。

この2年間、ふるさと納税が少ないことを理由に、これまでふるさと納税を充当してきた施策を取りやめるということはございませんが、ふるさと納税は貴重な自主財源であるという認識でございます。

2021年度にふるさと納税業務の再発防止策を計画を策定し、新たに事業を再スタートさせたことで、他自治体に比べ寄附が少ない状況ではありますが、市内事業者の皆様の御協力のおかげで少しずつではございますが、寄附額が増えてきており、先月は昨年の2倍の寄附をいただいております。

引き続き、そもそものふるさと納税の趣旨であります市内事業者の所得向上やふるさと納税への思いや恩返しといった趣旨に立ち返り、武雄市の特産品を中心として全国の皆様にPRし、寄附額の増を目指してまいりたいと存じます。

議長／8番 豊村議員

豊村議員／次にですね、業務委託について伺います。

武雄市として、今後の方針として業務委託をしていくということは以前から述べられていたが、今回その業務委託について、私自身、武雄市のホームページを見て初めて知ったところがあります。

ホームページを見て、プロポーザルの広告を行った。

結果がこのようなになりましたというのをホームページで見て知ったのですが、今回の議会でも一般質問でもありましたように、ふるさと納税についてはこれまでも返礼品の遅延問題が発生

して特別委員会も開かれた事業でもあります。

こうして議会も強く絡んできた事業でもありますので、今回の委託契約についてはしっかりと議会についてもしっかりと報告をすべきだと思っております。

初日の一般質問の中で議会として聞いていないという声が多くありましたので、この点認識をよろしくお願いいたします。

質問に戻りますが、この今年1月13日に武雄市ふるさと納税推進事業委託業務公募型プロポーザルが報告され、9月4日だったのですかね、業者が株式会社スチームシップに決定したとホームページにおいて公表をされました。

そこで質問ですが、改めてこの業務委託について武雄市としてどのように考え、どのようなねらいを持つのか答弁をお願いいたします。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／まずもって、昨日の委託事業者選定に関しまして、議員の皆様方に御報告が遅れた、ましてやしていなかったことについては改めて反省したいと思います。

本当に申し訳ございませんでした。

その上で、ふるさと納税業務を委託することで、これまでよりも市内事業者の訪問回数を増やせるなどの取組の一つ一つが評価され、より専門的な視点で既存返礼品のさらなるPRや新規返礼品の開発などを行い、寄附額増につなげることができると考えております。

また、数ある自治体の中から武雄市を選んでいただいた寄附者の皆様とのつながりを強化し、市への集客につなげていくため、新たに市の観光地や特産品など、市の魅力をまとめとる冊子を作成し、ふるさと納税者へのお礼状に添えてお送りするなどの新しい取組を進めてまいりたいと存じております。

議長／8番 豊村議員

豊村議員／このふるさと納税、やり方によっては、しっかりと結果を残せる、やり方によっては結果が残せない、そういうふなところがあると思います。

そういう中で、やはり専門的に、専属的に取り組んでいける体制づくりというのは私も必要だと思っております。

いろんな意見がある中で、職員さんを専属にしたらという意見もありますし、こういった形で業務委託契約する中で、しっかりと取り組んでいけるようにする必要性、こういったことも話として上がっていますし、私もやはりそういうふうにしっかりと取り組んでいけるようにというふうに思っております。

そこでなんですけれども、こういう形で業務委託契約をしました。

ただ、ここで一つ、やはり注意しないとイケないのは、そこに丸投げとならないようにやはりしないとイケないというふうに思います。

先ほど治水の分で言いましたように、例えばこういった形でふるさと納税行っていますからというPRであったり、情報発信であったりとか、ほかにも業務委託をしながらも武雄市としてできることはないか、このふるさと納税についてどういったことができるかというところ、そういったところも洗い出しをして、何ができるかというところを一緒に取り組んでいくべきではないかというふうに思います。

この点、見解をお願いいたします。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／2年間ほど、市直営でふるさと納税業務を行い、改めて、市内事業者の皆様の

おかげで事業推進ができていることに感謝の気持ちを持ちながら、密接に連携して事業を進めていかなければならないことを再確認しております。

今後、ふるさと納税の多くの業務は委託いたしますが、事業者の新規登録、返礼品の決定は委託せず、市の責任を持って行うこととしております。

また、返礼品の開発やPRなどの業務を丸投げをするのではなくて、委託業者のアドバイスを生かすなど、委託事業者と共に返礼品事業者の訪問やPRに努めてまいりたいという覚悟(?)で進めたいと思います。

議長／8番 豊村議員

豊村議員／ふるさと納税、ある意味、武雄市の顔である小松市長、トップのトップセールスであつたりとか、トップがどういうふうに関わるかということも考えられる面もあると思います。

最後に、小松市長のふるさと納税に関する市長としての考え、見解を答弁願いたいと思います。

議長／小松市長

小松市長／まず、2年連続県内で最下位というところについては、本当にこれは申し訳なく思っております。

再発防止策を立てて、そして、市で直営を始めてるわけですけども、職員の皆さんも必死になって事業者を回ってやったんですけども、やはりふるさと納税の目的は御承知のとおり、市内の事業者の振興であつたり、あとは財源確保、そういったところがあります。

市内事業者の皆様、非常にやっぱり、お金が落ちる割合というのが増えたというところはあるんですけども、実際財源は、2年連続最下位だということで、ここは何としても、とにかくV字回復を図らなければならないというふうに思って、全力で取り組んでいきたいと思っております。

とにかく、私、一つ、継続的な接点づくりというのが、市役所に求められていると思っております。

事業者、返礼品事業者の皆さんと、やっぱり継続的に接点をずっと持ち続けるというのは、地味ですけども確実の効果が上がりますし、あと、武雄に来られたお客様に対して、観光客、せっかく来てくれるので、そこでも接点はあります。

また、1回寄附していただいた方に、果たして、ずっと継続的にファンになってもらっているのかと。

そういったところは、地味かもしれないけれども、物すごく効いてくるし、私たち市がやらなければならないことだと思っております。

議員の皆さんも、そして、市民の皆さんも、ぜひ力を貸してほしいと思っております。

とにかく、これについてはもう結果が数字で出ますので、V字回復をするために、私も全力で営業活動などにも取り組んでまいりたいと考えています。

議長／8番 豊村議員

豊村議員／これまでも過去の議会でもありました、私も行ったこともありますし、先ほどの答弁でもあつたんですけども、市内事業者の育成というふうなところ、本来の目的等というところをしっかりと捉えながら、小松市長が言われたように、事業者とコンタクトを取りながら、育てていく、そういったことが必要だと思います。

もちろん、数字が結果として出るんですけども、それだけを追い求めると誤った方向に行ってしまうので、そこはしっかりと本質というのを捉えながらというふうに思います。

もう、ふるさと納税、全国が取り組んでいることであるので、その中でいかにここに振り向いてもらうか、その情報伝達であったりとか、見せ方をどうするのか。

先ほど市長からも観光客というところもありましたけれども、わざわざ武雄に来てもらった人たち、この人たちをどうつかまえるのか。

選んで来てもらっているわけですから、その人たちは来ない人たちと比べれば、やはり選んでもらったというふうなところの違いがあるわけですから、そこをどうつかまえるかというところももちろんあると思います。

しっかりとどう見せ、どう戦略を持って取り組んでいけるか、ここは大事だと思いますので、ぜひとも、小松市長、今言われたような思いを、小松市長だけの思いではなく、市役所内の組織として動いていけるようお願いしたいと思い、私の一般質問をこれで終わります。

議長／以上で8番豊村議員の質問を終了させていただきます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はここで散会いたします。